

地産地消型再エネ増強プロジェクト

助成金申請の手引き 〈都外設置・民間事業者向け〉

Ver.5.0

令和4年8月

〈交付申請受付期間〉
令和5年3月 31 日まで

(お問い合わせ先・申請書類提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 10階

TEL:03-5990-5067

ホームページ:<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chisan-zokyo-hachiken>

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目次》

助成金を申請される皆様へ	1
1. 事業概要	2
1.1 目的(実施要綱第1条参照)	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 申請手続きの流れ	3
2. 助成内容	4
2.1 助成対象事業(交付要綱第3条参照)	4
2.2 助成対象事業者(交付要綱第4条参照)	5
2.3 助成対象設備(交付要綱第5条参照)	8
2.4 助成対象経費(交付要綱第6条参照)	13
2.5 助成金の額(交付要綱第7条参照)	19
2.6 交付の条件(交付要綱第11条参照)	24
2.7 契約等(交付要綱第12条参照)	26
3. 申請の方法	27
3.1 交付申請受付期間	27
3.2 申請書類	27
3.3 手続代行者(交付要綱第9条参照)	28
3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項	28
3.5 審査	32
3.6 交付決定(交付要綱第10条参照)	33
3.7 助成事業の開始から完了まで	34
3.8 助成金の額の確定及び助成金の交付(交付要綱第23条参照)	37
3.9 交付決定の取消し(交付要綱第24条参照)	37
3.10 助成金の返還(交付要綱第25条参照)	38
3.11 違約加算金(交付要綱第26条参照)	38
3.12 延滞金(交付要綱第27条参照)	38
3.13 他の助成金等の一時停止(交付要綱第28条参照)	39
3.14 財産の管理及び処分(交付要綱第29条参照)	39
3.15 助成事業の経理(交付要綱第30条参照)	40
3.16 調査等、指導・助言(交付要綱第31条、32条参照)	40
3.17 個人情報等の取扱い(交付要綱第33条参照)	40
4. 申請書類提出方法等	42
4.1 提出期限及びお問い合わせ先	42
4.2 提出方法	42
4.4 提出書類一覧	44
5. 申請書類作成例	52
5.1 添付資料作成例	52



助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「地産地消型再エネ増強プロジェクト」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

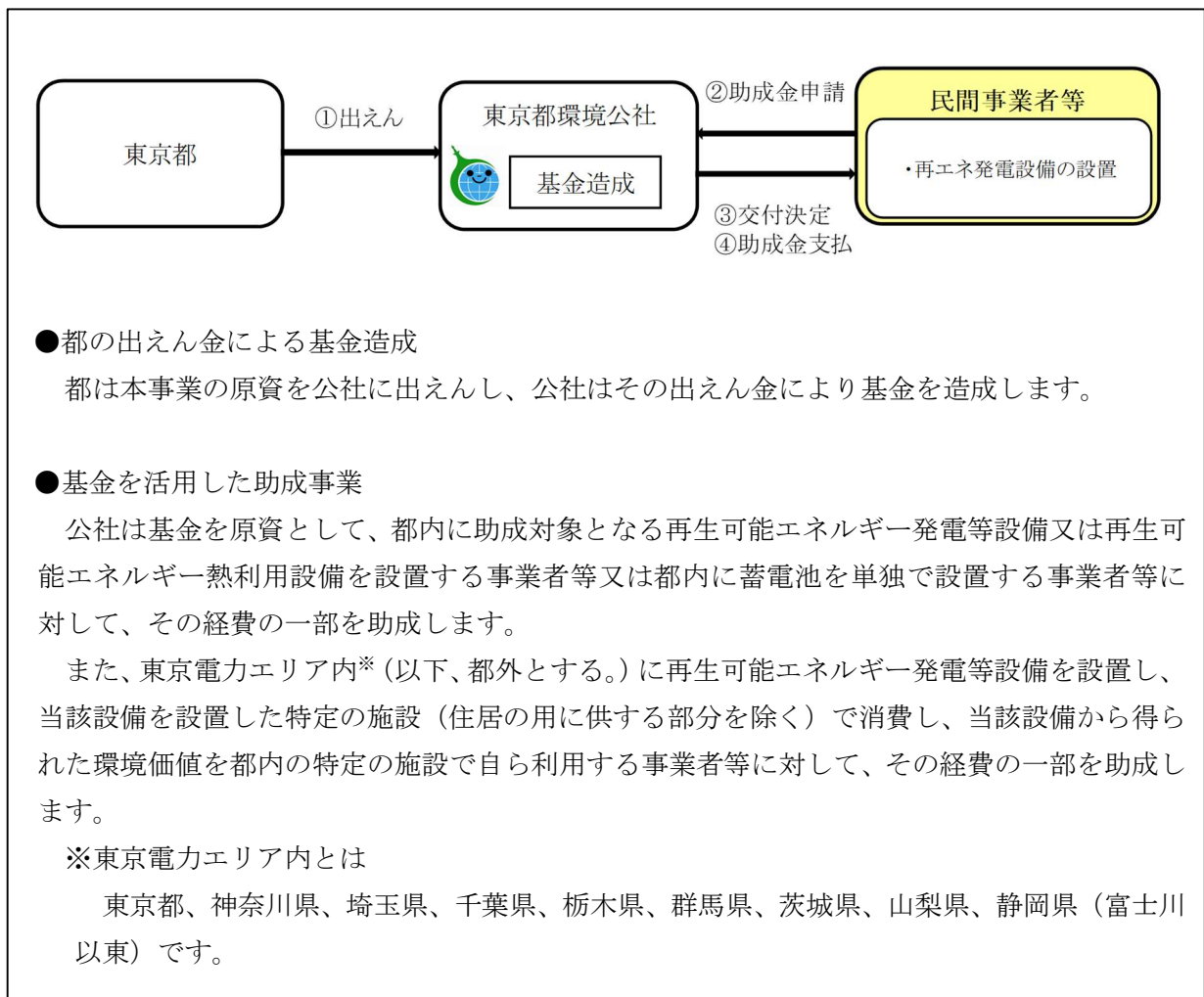
1. 本事業の実施については、「地産地消型再エネ増強プロジェクト助成金（都外設置）交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 助成金で取得し、整備し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
5. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

1. 事業概要

1.1 目的(実施要綱第1条参照)

地産地消型再エネ増強プロジェクト（以下「本事業」という。）とは、地産地消型再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備を設置する事業者又は蓄電池を単独で設置する（既設の地産地消型再生可能エネルギー発電設備へ新規に併設する場合も含む。）事業者に対して、当該設備の設置に係る経費の一部を助成することにより、温室効果ガスの排出削減及び電力系統への負荷軽減を図ること等を目的として行うものです。

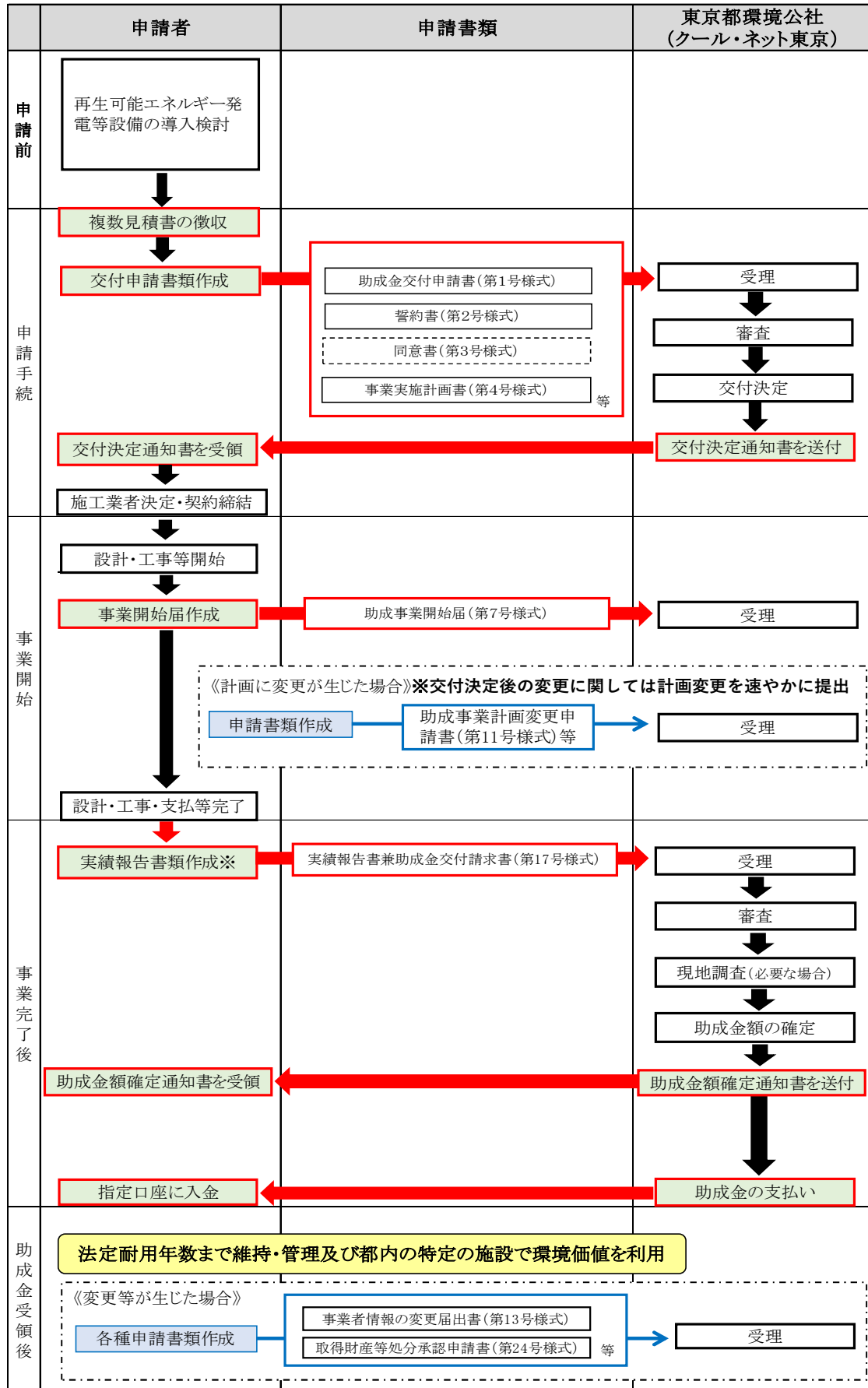
1.2 事業スキーム



➤ 事業実施期間：令和2年度から令和5年度まで（助成金の交付は令和6年度まで）

➤ 本事業の予算額：令和4年度 29億9,300万円

1.3 申請手続きの流れ



※ 複数年度に跨る事業を行う場合は、全ての工事が完了した後に、まとめて実績報告を提出してください。

2. 助成内容

2.1 助成対象事業(交付要綱第3条参照)

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、公社が定める要件に適合する地産地消型再生可能エネルギー発電等設備を都外の特定の施設（住居の用に供する部分を除く）に設置し、当該設備から得られた電気を当該施設で消費する事業です。加えて、当該設備から得られた電気的环境価値を助成金の対象となる者（以下「助成対象事業者」という。）が都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）で自ら利用する事業です。

また、本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、または今後交付を受ける予定のある事業でない必要があります。

⚠ 【地産地消型再生可能エネルギー発電等設備とは】

本事業における地産地消型再生可能エネルギー発電等設備とは、「地産地消」を目的とした設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の認定に係る発電に用いるもの^{*}を除く。）及びその附属設備並びにこれらの設備と併せて導入する蓄電池をいいます。

※FIT 制度又は FIP 制度認定事業に係る発電設備

※「地産地消型」について再生可能エネルギー発電等設備を設置し、その設備から得られた電気を当該設置施設で消費する場合を指します。

※再生可能エネルギー発電等設備の設置者と当該設置建物の所有者が異なる場合を含みます。

※オフサイトでの発電は対象外となります。

⚠ 【住居の用に供する部分を除くとは】

○再生可能エネルギー発電等設備から得られたエネルギーを、住居兼店舗（事務所等事業専用部）で使用する場合は、住居部分と店舗（事務所等事業専用部）部分での使用（発電設備の場合は電力契約）が明確に分けられ、店舗部分（事務所等事業専用部）のみで地産地消することが確認できれば助成対象となります。

○マンション等は、共用部やマンション内のコンビニ等で再生可能エネルギーを地産地消することを確認できれば助成対象となります（住居部分で使用する場合は対象外）。

○高齢者施設等は、介護のサービス業として助成事業者になることができます。

○テナントビル等では、再生可能エネルギーを地産地消することが確認できれば助成対象となります。

○同一電力契約内に社宅、社員寮、学生寮、教員寮等の住居部分が含まれる場合は、助成対象外となります。

2.2 助成対象事業者(交付要綱第4条参照)

助成対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、助成対象事業を実施する者としてします。

(1) 都内に事務所又は事業所を有する次に掲げる者である必要があります。

事業者の種別	
ア	民間企業
イ	個人事業主
ウ	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
エ	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
オ	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
カ	医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
キ	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
ク	特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等
ケ	法律により直接設立された法人
コ	上記アからケまでに準ずる者として公社が適当と認める者
サ	都内区市町村

※本手引きは、**民間事業者(上記ア～コ)を対象とした内容**となっております。サの都内区市町村が助成対象事業者となる場合は、助成金申請の手引き<都外設置・区市町村向け>をご参照ください。

※国及び、都内区市町村を除く地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

※助成対象事業者においては、国及び地方公共団体による出資又は出えん等の有無を問いません。

※助成対象設備を導入する施設及びその電力を消費する施設は、同一であり、かつ「都外」である必要があります。

※助成対象事業者の本社等所在地については、都内であることを限定いたしません。

ただし、「都内」の事務所又は事業所(特定の施設)で、環境価値を自ら利用する必要があります。

(2) 次に掲げる要件を全て満たす者である必要があります。

事業者の種別	
ア	過去に税金の滞納がない者
イ	刑事上の処分を受けていない者
ウ	東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者
エ	その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者

(3) 上記(1)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者とはなりません。

事業者の種別	
①	暴力団(東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
②	暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
③	法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

(4) リース契約を行う場合においては、リース事業者(リース契約に基づき、助成対象設備のリースを行う者)及びリース使用者(リース契約に基づき、助成対象設備を使用する者)について、2.2(2)の規定を適用するものとします。

※リース契約により助成対象設備を設置する場合は、リース事業者とリース使用者が共同で申請を行うものとします。

※リース事業者が都内の特定の施設で環境価値を利用することは認められません。共同申請者が需要家のみの場合は需要家、共同申請者に需要家と発電事業者が含まれる場合は発電事業者又は需要家が、都内の特定の施設で環境価値を使用してください。

リース契約を使用する申請スキーム			
	助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②
発電事業者なし	リース事業者	需要家	なし
発電事業者あり	リース事業者	需要家	発電事業者(※)

※発電事業の運営・管理等を電力需要家、もしくはリース事業者以外が行う場合は、当該事業者を発電事業者として共同申請者に含めてください。

⚠️【リース契約とは】

本助成金の交付対象となる設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。

ア借主が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
イ借主が本助成金の利益を受けられるよう、リース料金から助成金相当分が減額されていること。

(5) 「第三者所有モデルによる設置」も対象となります。発電事業者が建物所有者から屋根等を賃借し、再生可能エネルギー発電等設備を設置するとともに、当該設備から発電された電力を当該建物所有者又は入居者（以下「建物所有者等」という。）に対して売電を行う、いわゆる「第三者所有モデルによる設置」についても本事業の対象となります（助成対象事業者は発電事業者となります。）。ただし、助成対象事業者は、次の1）～4）全ての要件を満たす必要があります。

- 1) 再生可能エネルギー発電等設備が発電しない時間帯における電力について、他の小売電気事業者と自由に契約ができる旨を契約前に建物所有者等に説明すること。
- 2) 再生可能エネルギー発電等設備が発電しない時間帯における電力の電力需給契約について、建物所有者等との契約書に①他の小売電気事業者と自由に契約できること、②助成対象事業者と契約する場合においては、建物所有者等の意向に応じ速やかに契約解除ができることを記載すること。
- 3) 本助成金は、再生可能エネルギー発電等設備の導入のためのみに充当すること（仮に助成対象事業者が建物所有者等と再生可能エネルギー発電等設備が発電しない時間帯における電力についても電力需給契約を締結する場合、当該電力料金について、本助成金を理由とする割引を行うことはできない。）。
- 4) 電力を使用する発電事業者又は需要家が再生可能エネルギー発電等設備で得られた電気の環境価値を都内の特定の施設で利用すること（※リース事業者が都内の特定の施設で環境価値を利用することは、認められません。）。

第三者所有モデルにおける申請スキーム			
	助成対象事業者	共同申請者①	共同申請者②
リースなし	発電事業者	需要家	なし
リースあり	リース事業者	発電事業者	需要家

2.3 助成対象設備(交付要綱第5条参照)

助成対象設備は、以下の要件に適合するものとします。

なお、助成金の交付決定にあたっては、交付要綱第11条「交付の条件」に定める事項を満たすものとします。

共通事項

(※下記1～7の再生可能エネルギー発電設備の共通事項)

次の全ての要件を満たすものであること。

①再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の認定を受けない**自家消費を主たる目的**としたもの（FIT制度又はFIP制度において認定を受けないもの）であること。

②再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、当該設備を設置した施設の年間消費電力量の範囲内であること。

※年間消費電力量の算出に当たっては、根拠資料（既築の施設の場合は、再生可能エネルギー発電設備を設置する施設における電気事業者が発行する直近1年間分の使用電力量が記載されている書類）を交付申請時に提出してください。

※上記①及び②の要件を満たした上で、休日や夏季休業等の時間帯にやむを得ず余剰電力が生じる場合、その余剰分をFIT制度又はFIP制度によらずに電気事業者との個別契約において売電等を行うことは構いません。なお、その際は、**締結された電力の売買契約書等の写し**を提出してください。

注意） 売電を主目的（発電電力>消費電力）とした事業は対象外です。

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）に従ったものに限るものとします。

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）第3条第2項に規定するものとします。

③再生可能エネルギー発電設備で得られた環境価値を次の方法で算出された電力量分以上を証書化し、都内の特定の施設で利用すること。

都内の特定の施設の年間電力消費量 $\geq A \times B$

ここで、A：再生可能エネルギー発電設備の年間発電量

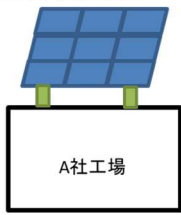
B：「2.5 助成金の額」の助成率（助成額に関らず、2/3又は1/2）

※計算例を9頁に示します。

※都内の特定の施設で証書が利用できることを証明するために、根拠資料（既築の施設の場合は、都内の特定の施設における電気事業者が発行する直近1年間分の使用電力量が記載されている書類）を交付申請時に提出してください。

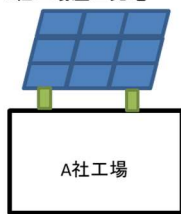
※8 頁の環境価値の証書化計算例

例①: A社の助成率が2/3の場合

<p>都内</p> <p>A社 事業所</p>	<p>都外</p> <p>A社工場屋上発電</p>  <p>A社工場</p>	<p>交付申請可能な条件</p> <p>A社都外工場再エネ年間発電電量 (推定値) \leq A社都外工場年間電力使用量 (直近1年間の実績値)</p>	○
		<p>A社都外工場再エネ年間発電電量 (推定値) $\times 2/3 \leq$ A社事業所年間電力使用量 (直近1年間の実績値)</p>	○
		<p>交付申請不可な条件</p> <p>A社都外工場再エネ年間発電電量 (推定値) \leq A社都外工場年間電力使用量 (直近1年間の実績値)</p>	○
		<p>A社都外工場再エネ年間発電電量 (推定値) $\times 2/3 >$ A社事業所年間電力使用量 (直近1年間の実績値)</p>	×

※環境価値は余らせずに使用すること。

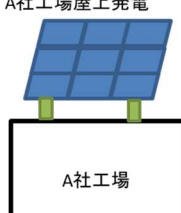
例②: A社が都内に複数の特定の施設を有し、助成率が2/3の場合

<p>都内</p> <p>A社本社</p> <p>A社支店</p>	<p>都外</p> <p>A社工場屋上発電</p>  <p>A社工場</p>	<p>交付申請可能な条件</p> <p>A社都外工場再エネ年間発電電量 (推定値) \leq A社都外工場年間電力使用量 (直近1年間の実績値)</p>	○
		<p>A社都外工場再エネ年間発電電量 (推定値) $\times 2/3 >$ A社本社年間電力使用量 (直近1年間の実績値)</p>	×
		<p>A社都外工場再エネ年間発電電量 (推定値) $\times 2/3 \leq$ A社本社年間電力使用量 + A社支店年間電力使用量 (直近1年間の実績値)</p>	○

※A社本社あるいはA社支店のみで、A社都外工場の再エネ年間発電電量 $\times 2/3$ を超過できない場合は、都内の特定の施設を複数指定して申請することが可能

例③: A社所有の特定の施設にコンビニが賃貸入居し、助成率が2/3の場合

※1FコンビニはA社が所有するビルにテナントとして入居しており、電力使用量は個別に電力会社へ支払っている。

<p>都内</p> <p>A社本社ビル</p> <p>A社 2~4F 自社利用</p> <p>1Fコンビニ</p>	<p>都外</p> <p>A社工場屋上発電</p>  <p>A社工場</p>	<p>交付申請不可の条件</p> <p>A社都外工場再エネ年間発電電量 (推定値) \leq A社都外工場年間電力使用量 (直近1年間の実績値)</p>	○
		<p>A社都外工場再エネ年間発電電量 (推定値) $\times 2/3 >$ A社本社ビル2~4F自社利用年間電力使用量</p>	×
		<p>A社都外工場再エネ年間発電電量 (推定値) $\times 2/3 \leq$ 1Fテナントコンビニ年間電力使用量 + A社本社ビル2~4F自社利用年間電力使用量</p>	×

※環境価値を他社に引き当てるのは、助成対象外

1. 太陽光発電

太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）の IEC61215 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

※太陽光発電システム出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの J I S 等に規定されている公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの J I S に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値（kW を単位とし、1 kW 以上の場合は、小数点以下を切り捨て、1 kW 未満の場合は、小数点第 2 位を切り捨て）とします。

2. 風力発電

特になし

3. 水力発電

発電出力が 1,000kW 以下であること。

$$\text{発電出力 (kW)} = \text{水の流量 (m}^3/\text{s)} \times \text{有効落差 (m)} \times 9.8 \times \text{水車効率} \times \text{発電機効率 (重力加速度)}$$

4. 地熱発電

特になし

5. バイオマス[※]発電

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く)をいいます。

バイオマス依存率が60%以上であること。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(燃料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量(kg/h)、複数種の場合はn=1,2,3…の総和

B: バイオマス低位発熱量(MJ/kg)

C: 非バイオマス利用量(kg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量(MJ/kg)、複数種の場合はm=1,2,3…の総和

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とします。

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成12年東京都条例第215号)第3条第2項に規定するものとする。

※副燃料として、化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは、対象とはなりません。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、該当しません。

6. 蓄電池

次の全ての要件を満たすものとする。

- ①地産地消型再生可能エネルギー発電設備と併せて設置すること。
- ②電力系統からの電気より再生可能エネルギー発電設備から電気を優先的に蓄電すること。
- ③定置用であること。

7. バイオマス燃料製造

次の全ての要件を満たすものとします。

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 3 条第 2 項に規定するものとする。

※ただし、離島及びへき地(離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域)については、③及び④の要件は不要とする。

①バイオマス発電設備と併せて設置すること。

②バイオマス依存率が 60%以上であること。

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(原料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量(Nm³/h 又はkg/h)、複数種の場合はn=1,2,3…の総和

B: バイオマス低位発熱量(MJ/N m³又はMJ/kg)

C: 非バイオマス利用量(Nm³/h 又はkg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量(MJ/N m³又はMJ/kg)、複数種の場合はm=1,2,3…の総和

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とします。

※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とします。

③メタン発酵方式の場合、次の要件を満たすこと。

- ・ガス製造量: 100 Nm³/日以上
- ・低位発熱量: 18.84 MJ/Nm³ (4,500kcal/Nm³) 以上

④メタン発酵方式以外の場合、次の要件を満たすこと。

- ・製造量: 固形化 150 kg/日以上
液 化 100 kg/日以上
ガス化 450 Nm³/日以上
- ・低位発熱量: 固形化 12.56 MJ/kg (3,000 kcal/kg) 以上
液 化 16.75 MJ/kg (4,000 kcal/kg) 以上
ガス化 4.19 MJ/Nm³ (1,000 kcal/Nm³) 以上

※製造されたバイオマス燃料は、原則として①で設置するバイオマス発電設備の燃料として使用するものとします。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 9 条第 4 項の認定に係る発電に用いるものを除く。)

2.4 助成対象経費(交付要綱第6条参照)

助成金の交付対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものであり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

費目	内容	備考
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費	<ul style="list-style-type: none"> ・設計費 <ul style="list-style-type: none"> ①事前調査費、基本及び実施設計費 ②地熱発電システム導入のための掘削調査費用
設備費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置、電気制御装置、配管・ケーブル等の材料費及びこれらに附帯する設備に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ①購入費 ②製造（改造を含む）費 ③輸送費 ④保管費 ・運転データ等を取得するために必要な機器で、本事業の目的を達成するために最低限必要なもの <ul style="list-style-type: none"> ①計測機器 ②データ記録及び集計のための専用機器（ただし、データ取得専用を使用するものに限る。） ③表示装置（ただし、助成対象設備に係るデータを専用で表示させるものに限る。） <p>※増設又はリプレースについては、新設の場合と同様に助成対象とします。</p> <p>※国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、助成対象とします。</p> <p>※機器の設置に必要な足場の設置、屋上の防水・補強工事等は、助成対象とします。</p> <p><助成対象外の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①土地の取得及び賃借料（リース代） ②建屋 ③蓄熱層（砂利、砕砂、砕石等） ④ガスボイラー等の助成熱源 <ul style="list-style-type: none"> 助成熱源機以外の機器（蓄熱槽等）が一体となっている場合は、それぞれの熱量比率で按分し、電気利用分のみを助成します。 ⑤中古品 ⑥予備品

工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・機械基礎工事（ただし、必要最低限の工事のみ） ・法令で定められている必要不可欠な工事（ただし、土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事及びフェンス工事は対象外とします。） <p><助成対象外の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ①機械基礎以外の工事（土地造成、整地及び地盤改良工事、フェンス工事） ②建屋 ③既設構築物等の撤去費、移設費、処分費 ④植栽及び外構工事費
-----	-------------------------------	---

※助成対象事業を行うために直接必要であり、最低限必要とする経費を対象とします。

➤ 助成対象外と判断される経費

①公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費

※令和4年4月1日から同年8月31日までに契約締結し、かつ、同年9月30日までに交付申請を行ったものについては、助成対象とすることができます。事前に公社まで相談してください。

②設計費、設備費及び工事費に係る消費税相当額

③金融機関に対する振込手数料

※ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができます。

④過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの（ただし、ヒューズ類や分電盤等の将来用スペースは除く）又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費

※分電盤等に将来用の配線用遮断器を実装することは認められません。

⑤本事業以外で都の資金を原資とした助成金を受領した、又は今後受領する予定のある経費

※都若しくは公社又は区市町村が実施する都の資金を原資とした助成で、本事業と助成対象経費が重複するものは、併給できません。

➤ 配管及び配線

助成対象設備間をつなぐもの及び助成対象設備と助成対象外設備をつなぐものについて、その接続部分までを助成対象とします。

- リース契約の場合
リース使用者が本助成金の利益を受けられるようにリース契約においては、リース料金から助成金相当分を必ず減額してください。
- 複数の再生可能エネルギー利用設備を導入する場合
共通利用設備等の助成対象経費は、設備能力比率で按分します。

■ パワコン按分計算

右図における通電経路
右図の例の場合、ハイブリッドパワーコンディショナー（5.0kW）には、停電時に①モジュール②蓄電池の2経路から特定負荷に対して電気が流れていることが見受けられる。これによって、パワーコンディショナー（5.0kW）は太陽光と蓄電池の共通設備であり、按分が必要と分かる。

按分計算は以下の通りである。

$$PCS_{\text{太陽光}} = PCS\text{金額} \times \frac{\text{太陽光出力}}{\text{太陽光出力} + \text{蓄電池容量}}$$

$$= PCS\text{金額} \times \frac{6.0}{6.0 + 9.8} \dots \text{①}$$

$$PCS_{\text{蓄電池}} = PCS\text{金額} \times \frac{\text{蓄電池容量}}{\text{太陽光出力} + \text{蓄電池容量}}$$

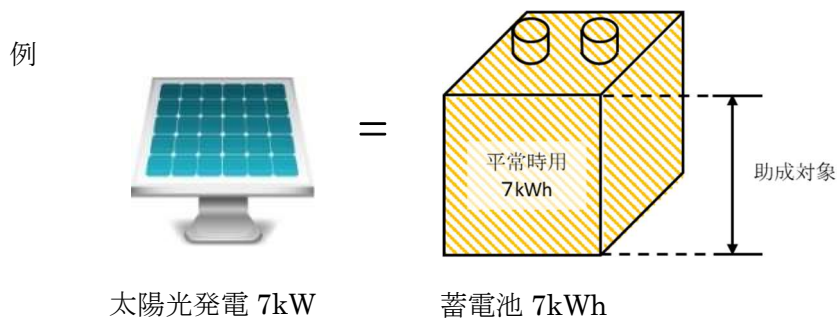
$$= PCS\text{金額} \times \frac{9.8}{6.0 + 9.8} \dots \text{②}$$

【サンプル図】 停電時通電経路

※ 太陽光出力 = 6.0kW (300W × 20枚)

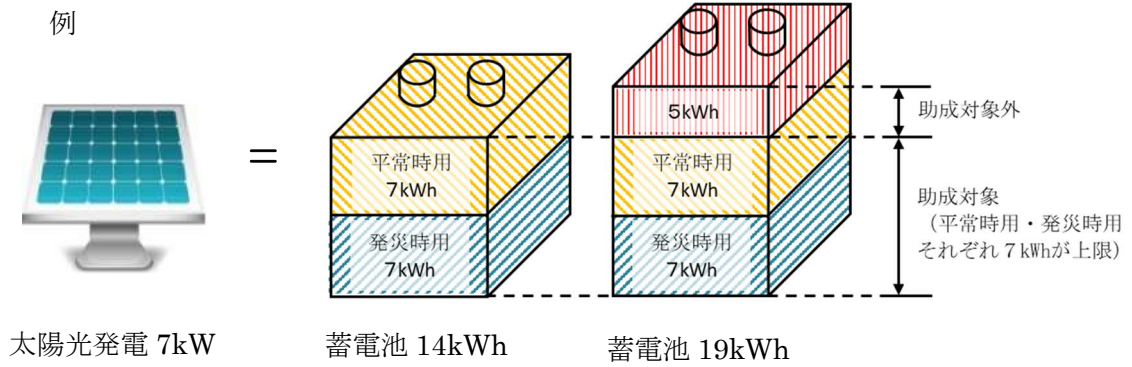
※蓄電池一体型ハイブリッドPCSの場合は、ハイブリッドPCS単体の参考価格を提示していただく必要があります。

- 蓄電池を導入する場合
 - ① 平常時利用を行う場合の助成対象となる蓄電池容量
「再生可能エネルギー発電設備の発電容量」×「1時間」までを助成対象の蓄電池容量とします（再生可能エネルギー発電システムからの電気を優先的に蓄電したうえで、不足分を系統電力から蓄電することができます。）。



- ② 発災時利用を行う場合の助成対象となる蓄電池容量
平常時使用として、「再生可能エネルギー発電設備の発電容量」×「1時間」の蓄電池容量までを助成対象とします。また、平常時使用の容量に加えて、発災に伴う停電時の利用を目的に常時定量の蓄電を保持する機能を持たせる「発災時用」として「再生可能エネルギー」

「ギー発電設備の発電容量」×「1時間」までを助成対象とします。ただし、発災時用分は、発災時に備え常時保持し、平常時は使用できません（発災用として導入した蓄電池容量が、自然放電などで減量し、当該減量分を再生可能エネルギー電力から蓄電できない場合のみ系統電力からの蓄電を認めます。）。また、発災対応に必要な場所等に停電時専用の電源（コンセント等）を設置する必要があります。



※発災時用容量は常時保持
⇒普段は使用しないこと


例) 導入設備が太陽光発電設備 10kW、風力発電設備 10kW、蓄電池 50kWh の場合

【蓄電池設備を導入する場合】

導入設備の例


発電容量合計 20kW

発電容量10kW




+

発電容量10kW



+

蓄電池容量50kWh



① 平常時利用を行う場合の助成対象蓄電容量

助成対象蓄電容量 ≤ 20kWh = 再エネ発電容量 × 1時間

② 発災時利用を行う場合の助成対象蓄電容量

平常時助成対象蓄電容量 + 発災時助成対象蓄電容量 ≤ 40kWh

助成対象平常時使用分 ≤ 20kWh

助成対象発災時使用分 ≤ 20kWh

10kWh ≤ 助成対象外蓄電容量

※ 発災時使用分は平常時使用分を超過した容量です。

※ 平常時使用分を発災時使用分として計画することもできます。

▶ バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備を導入する場合

① FIT 制度又は FIP 制度における認定を受けないもの

⇒ 熱供給と発電の共通利用設備等の助成対象経費は、発電設備と熱利用設備の設備能力比率で按分し、発電設備分のみを助成対象とします。

② FIT 制度又は FIP 制度における認定を受けている（受ける）もの

⇒ 助成対象外とします。

▶ バイオマス燃料製造設備を導入する場合

バイオマス発電設備、熱利用設備及び燃料製造設備を同時導入する場合において、燃料設備の助成対象経費は、発電設備と熱利用設備の設備能力比率でそれぞれに計上してください。発電設備分のみを助成対象とします。

➤ 自社製品の調達がある場合

助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者の自社製品の調達がある場合は、利益等排除を行った経費が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益控除を行います。

<利益等排除について>

助成事業において、助成対象経費の中に助成対象者の自社又は資本関係にある会社からの調達分（工事を含む）がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成対象経費を算出します。

利益等排除の対象となる場合

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合
- ③ 「②」を除く関係会社（助成対象者との持株比率が20%以上100%未満）からの調達の場合

【①及び②に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）をもって助成対象経費とします。

→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価）

[原価と証明できない場合]

①の場合は、自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。

②の場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 市場流通価格又は取引価格 × (1 - 自社又は調達先の売上総利益率)

【③に該当する場合】

調達品の原価（製造原価又は工事原価）と調達品に対する経費等（販売費及び一般管理費）の合計を助成対象経費とします。

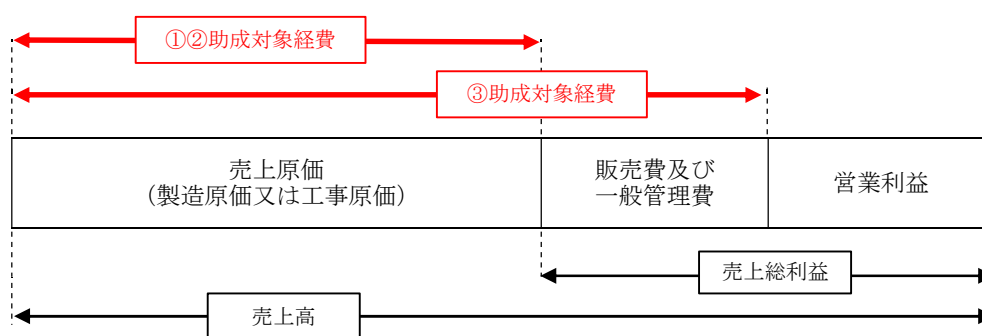
→ 助成対象経費 = 原価（製造原価又は工事原価） + 経費等（販売費及び一般管理費）

[原価及び経費等を証明できない場合]

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。

→ 助成対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

助成対象経費のイメージ図



※上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

※書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

2.5 助成金の額(交付要綱第7条参照)

「2.4 助成対象経費」について、本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象事業者や助成対象設備の種別に応じて以下に示す算出方法を用いた金額とします。

【助成対象事業者の種別及び助成率、上限額】

助成対象事業者の種別		助成率	上限額
①	中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の要件を満たす民間企業	2 / 3 以内	1 億円 (※)
②	個人事業主		
③	独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人		
④	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人		
⑤	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人		
⑥	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人		
⑦	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人		
⑧	事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等		
⑨	法律により直接設立された法人		
⑩	上記①から⑨までに準ずる者として公社が適当と認める者		
⑪	①から⑩以外の民間事業者	1 / 2 以内	7,500 万円 (※)

※一構内において複数建物があり、複数建物まとめて1つの需給契約を締結している場合であって、再生可能エネルギー発電等設備の設置に係る契約を建物ごとに締結している場合等については、1契約ごとに1事業として扱います（例：2つの建物まとめて1つの需給契約を締結している場合であって、太陽光発電設備を設置する契約を建物ごとに2契約結ぶ場合、2事業として扱います。この場合の助成金の上限額は設置契約ごとに1億円（中小企業等の場合）となります。）。ただし、同一建物に同一の再生可能エネルギー発電等設備する場合においては、契約を分けて設置しても上限額は建物ごとに1億円（中小企業等の場合）となります。

- リース契約を用いて助成対象設備を設置する場合は、リース使用者の種別に応じた助成率及び上限額を適用します。
- リース使用者が都内区市町村の場合は、「助成金申請の手引き<都外設置・区市町村向け>」をご参照ください
- 本助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項の要件を満たす会社及び個人とは、次の要件を満たす者とします。

業種分類（日本標準産業分類）	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
② 卸売業	1 億円以下	100 人以下
③ サービス業	5 千万円以下	100 人以下
④ 小売業	5 千万円以下	50 人以下

注 1) この要件は、中小企業庁の定義に従っています。

注 2) 「業種分類」は、日本標準産業分類による区分です。複数の業種がある場合は、「売上高」が大きい方を主たる業種とします。

注 3) 資本金規模若しくは従業員規模のどちらかを満たすことが必要です。

注 4) 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、会社役員及び個人事業主は該当しません。

注 5) 中小企業基本法上の「会社」の範囲は、会社法上の会社等（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例：有限会社/会社法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律））及び土業法人（弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人）です。

<参考> 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）（抄）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

【太陽光発電設備を導入する場合（本事業のみで申請する場合）】

種別	本事業単独で受給する場合
①～⑩ の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・ 助成金額＝助成対象経費×2/3（助成率） ・ 助成金額＝太陽光発電システムの発電出力（kW）×20万円/kW
⑪の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・ 助成金額＝助成対象経費×1/2（助成率） ・ 助成金額＝太陽光発電システムの発電出力（kW）×15万円/kW

【太陽光発電設備を導入する場合（国等の補助金等を併用して申請する場合）】

種別	国等の補助金等を併用して申請する場合
①～⑩ の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・ 助成金額＝{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}×2/3 ・ 助成金額＝太陽光発電システムの発電出力（kW）×20万円/kW ×【{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}÷助成対象経費】
⑪の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・ 助成金額＝{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}×1/2 ・ 助成金額＝太陽光発電システムの発電出力（kW）×15万円/kW ×【{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}÷助成対象経費】

【太陽光発電設備を導入する場合（国等の補助金等を併用して申請する場合）の計算例】

助成対象経費：9,000,000円、国等の補助金額（本助成対象分）：3,000,000円、太陽光発電システムの発電出力：15kWの場合

- ① {助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}×2/3
 $(9,000,000円 - 3,000,000円) \times 2/3$
 =4,000,000円
- ② 太陽光発電システムの発電出力（kW）×20万円/kW
 ×【{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}÷助成対象経費】
 $15kW \times 20万円/kW \times \{(9,000,000円 - 3,000,000円) \div 9,000,000円\}$
 =2,000,000円

①>②となるため、②の2,000,000円が助成対象となる。

【蓄電池設備を導入する場合（本事業のみで申請する場合）】

種別	本事業のみで申請する場合
①～⑩ の事業 者	以下のいずれか小さい額で決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金額＝助成対象経費×2/3（助成率） ・ 助成金額＝助成対象となる蓄電池定格容量（kWh）×20万円/kWh
⑩の事 業者	以下のいずれか小さい額を決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金額＝助成対象経費×1/2（助成率） ・ 助成金額＝助成対象となる蓄電池定格容量（kWh）×15万円/kWh

【蓄電池設備を導入する場合（国等の補助金等を併用して申請する場合）】

種別	国等の補助金等を併用して申請する場合
①～⑩ の事業 者	以下のいずれか小さい額で決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金額＝{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}×2/3（助成率） ・ 助成金額＝助成対象となる蓄電池定格容量（kWh）×20万円/kWh $\times \left[\frac{\{\text{助成対象経費} - \text{国等の補助金額（本助成対象分）}\}}{\text{助成対象経費}} \right]$
⑩の事 業者	以下のいずれか小さい額を決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金額＝{助成対象経費－国等の補助金額（本助成対象分）}×1/2（助成率） ・ 助成金額＝助成対象となる蓄電池定格容量（kWh）×15万円/kWh $\times \left[\frac{\{\text{助成対象経費} - \text{国等の補助金額（本助成対象分）}\}}{\text{助成対象経費}} \right]$

【太陽光発電設備以外の発電設備を導入する場合】

助成金額は、投資回収年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）を下回る場合は次のとおりとなります。

$$\text{助成金額} = \text{助成対象経費} \times \text{助成率} \quad (2/3 \text{ (①～⑩の事業者)} \text{ 又は } 1/2 \text{ (⑪の事業者)})$$

なお、投資回収年数とは、次のとおりです。

①本事業のみで申請する場合

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{助成対象経費} - \text{助成金額}}{\text{自家消費による年間電力購入費削減額} - \text{対象設備の年間維持管理費用}}$$

②国等の補助金等を併用して申請する場合

$$\text{投資回収年数} = \frac{\text{助成対象経費} - \text{国等の補助金額(本助成対象分)} - \text{助成金額}}{\text{自家消費による年間電力購入費削減額} - \text{対象設備の年間維持管理費用}}$$

※対象設備の年間維持管理費用が自家消費による年間電力購入費削減額を超過する場合（投資回収年数の算出結果がマイナスとなる場合）は、助成対象外となります。

・助成金額：助成対象経費×助成率（2/3（①～⑩の事業者）又は1/2（⑪の事業者））

・自家消費による年間電力購入費削減額： $\frac{\text{設置場所の年間電力費用}}{\text{設置場所の年間電力消費量}} \times \text{再エネ設備から供給される発電量}$

・対象設備の年間維持管理費用：法定耐用年数の期間に掛かる維持管理費を1年間の平均値として算出したもの

維持管理費に含まれるもの：
 修繕費（設備の修繕や交換に必要な費用）
 保守点検費（保守点検やセキュリティに関する費用等）
 人件費（設備運営に要した社員人件費）
 保険料
 その他助成対象設備を維持管理するのに発生が見込まれる費用

維持管理費に含まれないもの：
 土地等賃借料
 法人税・固定資産税
 事務所経費（事務所の維持費や各種申請費）

投資回収年数が法定耐用年数の期間を上回る場合は、次より助成金額を算出します。

①～⑩の事業者

$$\text{助成金額} = (\text{自家消費による年間電力購入費削減額} - \text{対象設備の年間維持管理費用}) \times \text{法定耐用年数の期間} \times 2$$

⑪の事業者

$$\text{助成金額} = (\text{自家消費による年間電力購入費削減額} - \text{対象設備の年間維持管理費用}) \times \text{法定耐用年数の期間}$$

2.6 交付の条件(交付要綱第 11 条参照)

助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、助成事業者に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

(1) 善良な管理者の注意を持って助成事業を管理運用すること

助成事業者は、交付要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。

(2) 交付決定が取り消された場合は、それに従うこと

助成事業者は、公社が交付要綱第 24 条第 1 項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従ってください。

(3) 助成金を返還請求された場合は、納付すること

助成事業者は、公社が交付要綱第 25 条第 1 項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第 26 条第 2 項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。また、この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 27 条第 2 項の規定に基づき延滞金を納付してください。

(4) 報告を求められた場合又は現地調査等が実施される場合は、公社の指示に応じること

助成事業者は、公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求めた場合、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じてください。

(5) 都又は公社への情報提供に協力すること

助成事業者は、再生可能エネルギーに関する取組の検討の参考として、都又は公社から発電量及び工事の内容等に関する情報を提供するよう求められた場合は、これに協力してください。

(6) 都又は公社の事例公表に同意すること

助成事業者は、都又は公社が再生可能エネルギーの普及啓発に係る事例として、助成事業名、助成事業者名、所在地、助成事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意してください。

(7) 省エネルギー診断を受診すること

公社が都から受託している省エネルギー診断を、実績報告書提出までに受診してください。ただし、省エネルギー診断の対象でない事業者や、その他の理由で受診できない事業者は「省エネルギー推進体制図」を提出してください。

※助成事業者がリース事業者等の場合は、設備利用者が受診してください。

※省エネルギー診断の対象は、前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 未満の事業所になります。

※過去 3 年以内に上記省エネルギー診断を受診している場合は、省エネルギー診断を受

診することができません。その場合は、報告書の写しを提出してください。過去の省エネルギー診断報告書を紛失等している場合は、省エネルギー診断の担当者へご連絡ください。

(8) 助成事業概要及び省エネルギー対策の取組等を公表すること

インターネットの利用その他適切な方法により、設置した地産地消型再生可能エネルギー発電等設備の概要、設置場所、設置目的、他の事業者の地産地消型再生可能エネルギー発電等設備の導入の参考となる情報及び助成事業者が行う省エネルギー対策の取組を公表してください。

(9) 助成対象設備から得られた環境価値を証書化（以下、「再エネ電力証書」とする。）し、都内の特定の施設で利用すること

本事業により設置した地産地消型再生可能エネルギー発電等設備から得られた環境価値を、当該設備の年間発電量に実施要綱第8条第1項に定める助成率を乗じた電力量に相当する分以上を、再エネ電力証書（原則として、グリーン電力証書）化し、助成事業者が有する都内施設で利用してください。

実績報告時には、グリーン電力証書の場合、再エネ電力証書発行に必要な手続きが完了していることが確認できる資料として、発電設備認定を受けていることが分かる資料（設備認定証の写し又は発電設備認定の通知メールの写し）を提出してください。

なお、処分制限期間において実施し、都又は公社の求めに応じて次に掲げる書類を提出することにより利用実績を報告してください。

ア 再エネ電力証書の写し

イ 再エネ電力証書における最終所有者が確認できる資料

ウ 再エネ電力証書における使用用途が確認できる資料

環境価値の利用が確認できない場合、助成金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

(10) 他の事業所等において再生可能エネルギー設備が導入できるか検討すること

助成事業者が、複数の事業所等を有している場合は、本事業と同様の地産地消型再生可能エネルギー発電等設備導入が可能であるかどうかを検討してください。

(11) 交付要綱その他法令の規定を遵守すること

助成事業者は、助成事業の実施に当たり、交付要綱その他法令の規定を遵守してください。

2.7 契約等(交付要綱第 12 条参照)

(1) 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴取又はその他の方法により、競争に付さなければならないこととし、最安の見積書を提示した業者と契約を締結するものとします。

ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合は、この限りではありません。

なお、競争に付さない場合は、発注先の選定理由を記載してください。発注先の選定理由が妥當であるかを公社にて審査します。

※競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合とは…

特別な技術を要する案件や特許制度にかかる案件などにより、他の施工会社では請負困難である場合等を指します。

(2) 助成対象外部分の工事等に関する発注・契約が生じ、助成対象部分と一括で契約する場合は、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください(助成対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、助成金のお支払いができないことがあります。)

3. 申請の方法

3.1 交付申請受付期間

受付期間： 申請受付開始から令和5年3月31日（金）17：00 必着

- (1) 受付期間を過ぎた後に到着した書類は、受理できませんのでご注意ください。
- (2) 交付申請手続きについては、十分に時間の余裕をもって当たっていただくようお願いいたします。
- (3) 上記期間に提出された交付申請書は、先着順に受理し、審査を行います。
- (4) 受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって申請の受理を停止します。
- (5) 予算超過日に申請書類が到着した場合は、予算超過日の前日における予算残額を、予算超過日に到着した申請件数で割った金額（千円未満の端数切捨て）を予算超過日到着1件当たりの上限額とします。

3.2 申請書類

- (1) 助成対象事業者は、「4. 申請書類作成要領」を参考に申請書類一式を作成し、公社へ提出してください。
なお、提出された申請書類については、原則、返却いたしませんので、助成対象事業者用として手元に控えを1部ご用意ください。
申請書類の様式については、公社のホームページからダウンロードしてください。

URL (<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chisan-zokyo-hachiken>)

- (2) 申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、不交付決定になることがあります。
- (3) 必要に応じ、適宜、補足説明資料を添付することは可能です。
- (4) 申請書類は、交付申請時に提出した形式(電子メール又は郵送)で実績報告時までご対応ください。助成金の支払いが完了するまで申請の形式を変更することはできません。

3.3 手続代行者（交付要綱第9条参照）

助成対象事業者は、本助成金の交付申請等に係る手続の代行を、第三者に対し依頼することができます。

- (1) 助成対象事業者から依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、本手引き 2.2（2）に該当し、同手引き 2.2（3）に該当しないものでなければなりません。
- (2) 手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。
- (3) 公社は原則として、申請書類等についての申請者への質問や依頼を手続代行者に連絡しますので、手続代行者が窓口となって対応してください。ただし、交付決定通知書、助成金確定通知書等公社からの通知文の送付及び助成金の支払いにつきましては、あくまで申請者に対して行います。手続代行者、申請者ともこの点を理解したうえで手続を行ってください。

※公社は必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱並びに本手引の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんので、ご注意ください。

3.4 事業計画作成及び申請にあたっての留意事項

助成金交付申請にあたり、助成対象事業者は、次の点に留意してください。

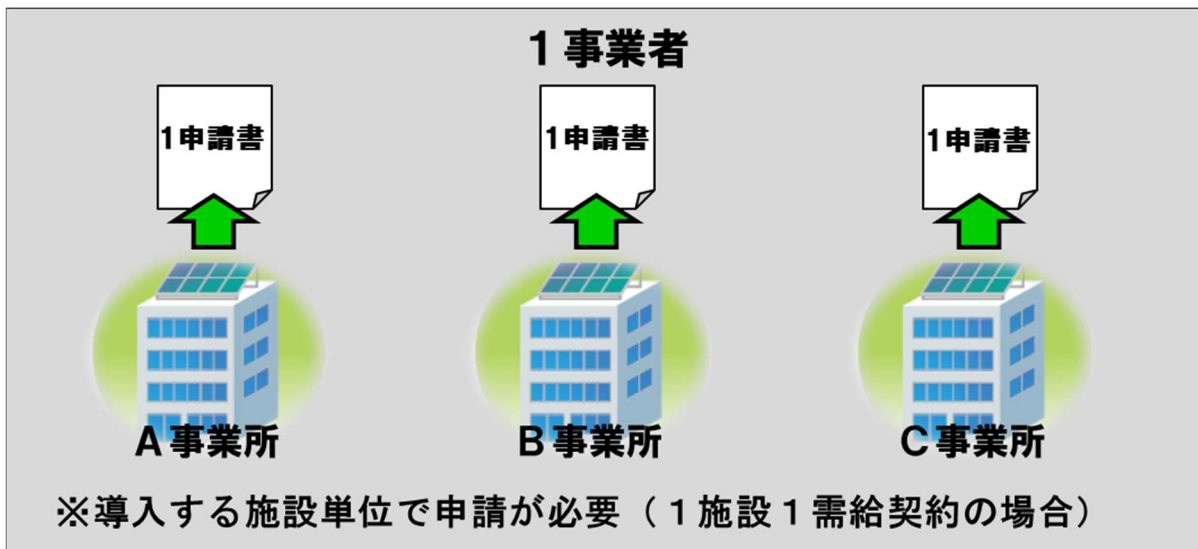
- (1) 助成対象事業者が、助成対象設備を設置する施設の所有者又は管理者ではない場合、施設の所有者又は管理者から同意を得て、「助成対象事業の実施に係る同意書」（第3号様式）を提出してください。
- (2) 申請にあたり、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、不交付決定となることがあります。
- (3) リースにて助成対象設備を設置しようとする場合は、次の点に注意してください。
 - ①助成対象設備の所有者であるリース事業者と助成対象設備のリース使用者との共同申請を行ってください。
 - ②リース使用者は、助成対象事業者の要件を満たす者としてします。
 - ③提出いただく資料は、次の表とおりです。

	提出書類	リース事業者	リース使用者
第2号様式	誓約書	○	○
添付資料1	登記簿謄本の写し	○	○
添付資料4	中小企業者であることが確認できる書類	△	△

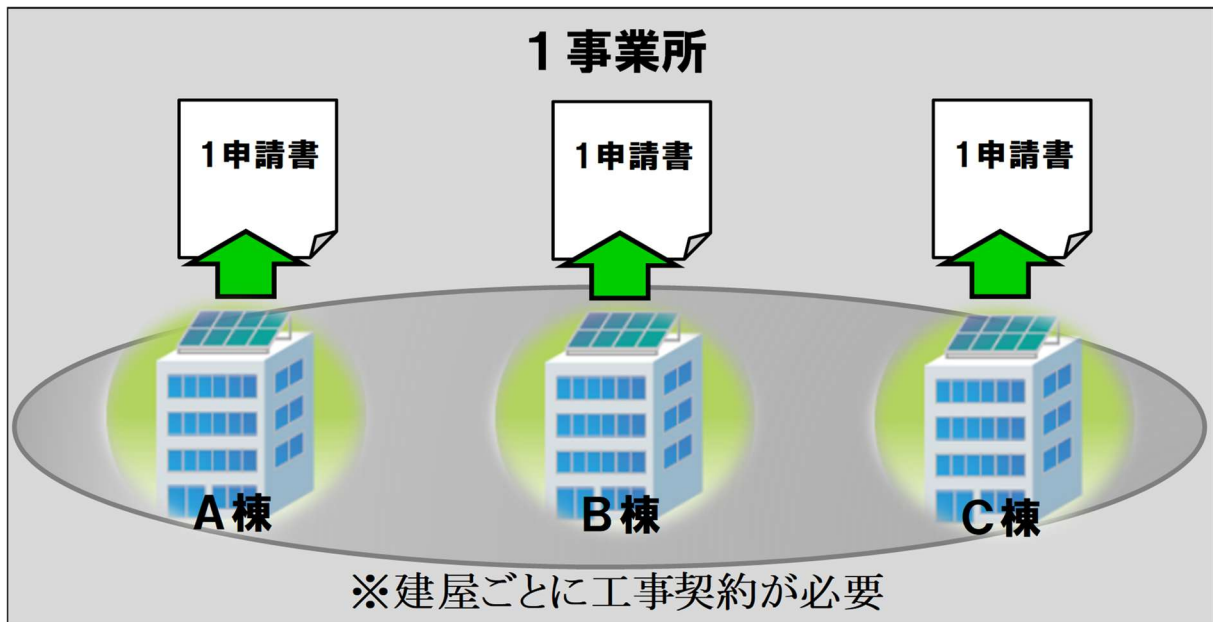
※○は提出、△は該当する場合のみ。

- ④リース事業者は、1申請につき1社とします。
 - ⑤リース契約においては、リース料から助成金相当分が減額されていることとし、助成金相当分が減額されていることを証明できる（助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示している）書類を必ず添付してください。
 - ⑥同一事業において、自己購入とリースの併用は認められません。
 - ⑦助成対象設備は、処分制限期間の間、使用してください。なお、処分制限期間内に処分を行う時は、事前に財産等処分の申請を行い、公社の承認を受けるものとします。
- (4) 申請単位は、電気事業者との1需給契約に対し、一つの申請単位とします。
- ※一構内複数の建屋ごとに再生可能エネルギー発電等設備に設置に係る契約を結ぶ場合は1契約1事業とします。ただし、導入する再生可能エネルギーの発電容量は需要先での消費電力量の範囲内とします。

【一つの事業者が複数申請する場合】



【一つの施設で複数の申請する場合】

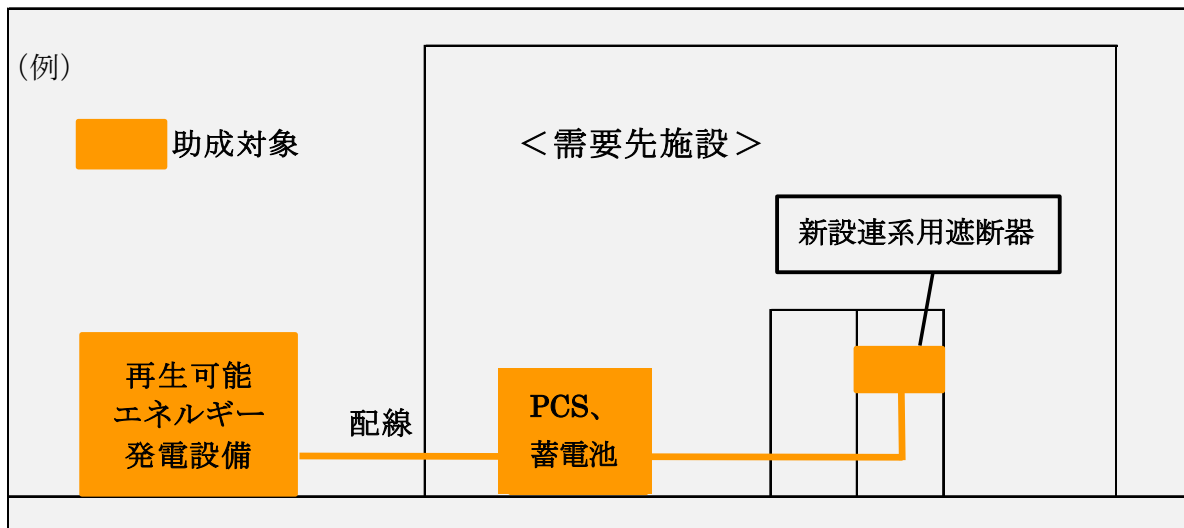


※こうしたケース以外に申請を分ける必要がある場合には、個別に公社までご相談ください。

(5) 助成対象範囲は、次のとおりとします。

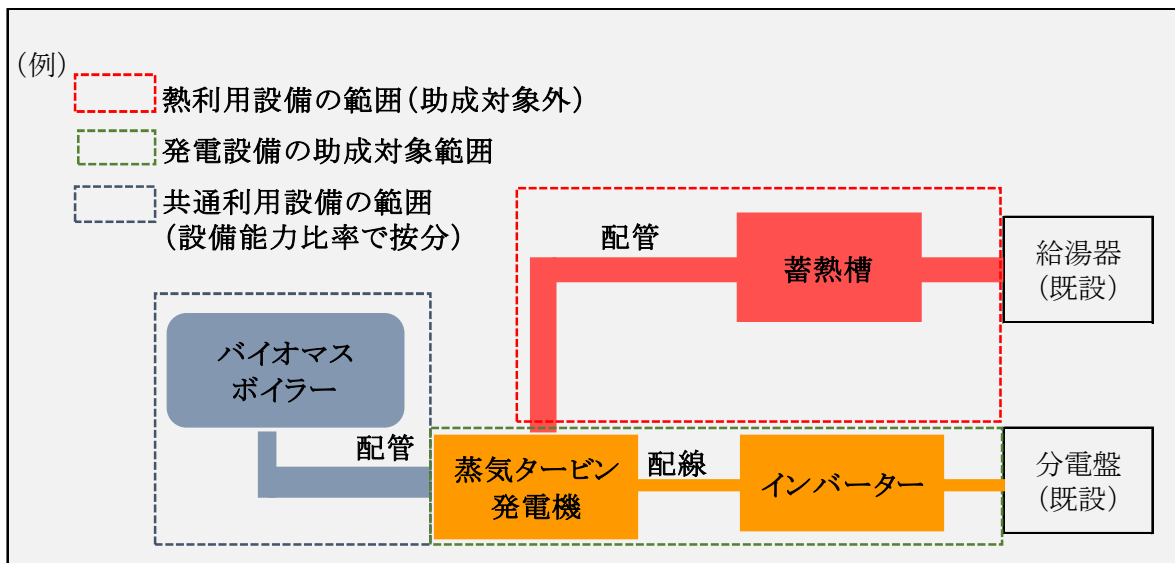
①地産地消型再生可能エネルギー発電等設備を導入する場合

⇒地産地消型再生可能エネルギー発電等設備から連系用遮断器までを助成対象範囲とします（原則、発電設備の専用設備のみとします。）。



②バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備において、FIT 制度又はFIP 制度における認定を受けない場合

⇒発電と熱供給の共通利用設備は、発電設備と熱利用設備の設備能力比率で按分し、発電設備の能力分のみ助成対象とします。



(6) 申請設備については、次のとおりです。不備・誤りのないよう、ご注意ください。

- ①助成対象設備の仕様については、必要に応じて機器カタログなどを用いて記載してください。
- ②電力の計測点（電力：電流・電圧）は、機器配置図に明記してください。
- ③地産地消型再生可能エネルギー発電等設備での電力系統が分かるように、単線結線図に施設での接続点や系統制御の方法等を記載してください。
- ④助成対象設備は、図面（機器配置図、単線結線図、システム系統図）上判別がつくように朱書き等の対応をしてください。

【発電と熱利用の共通利用設備がある場合の申請について】

発電と熱利用の共通利用設備がある案件について、国等の補助金と併給する場合は、経費計算が複雑になりますので交付申請前にご相談ください。

【蓄電池設備に関して共通利用設備がある場合の申請について】

発電設備と蓄電池設備の共通利用設備がある案件について、経費計算が複雑になり、別途資料が必要になる場合もありますので、交付申請前にご相談ください。

3.5 審査

(1) 審査の流れ

審査は、書類による要件及び事業内容等を次の手順で実施します。

①「2.1 助成対象事業」、「2.2 助成対象事業者」、「2.3 助成対象設備」及び「2.4 助成対象経費」に必要な書類が揃っているかを確認します。

②助成金交付申請書類等の提出された書類の内容が、本助成金制度に適合しているかを審査します。

※審査の過程で、現地確認・調査及び面接(ヒアリング)を行う場合がありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

※審査結果については、交付の可否を書面で通知します。

※審査中の途中経過に関するお問い合わせには、一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

※審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係る経費及び提出に係る送料は、助成対象事業者にて負担してください。

※助成対象事業者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。

※公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

(2) 審査基準

助成対象事業ごとに、次の要件をひとつでも満たさない場合は、交付決定することが出来ません。

①助成事業の内容が、実施要綱及び交付要綱の要件を満たしていること。

②助成対象事業者及び助成対象事業の内容が、以下の「審査項目表」に記載する要件を満たしていること。

<審査項目表>

審査項目	小項目	評価基準
助成対象事業者	(1) 助成対象者の要件	実施要綱及び交付要綱の要件に該当する者であること
助成対象設備	(2) 助成対象設備の要件	助成対象設備の規模・能力が要件を満たしていること
	(3) 発電電力量又は環境価値利用の計算根拠	設置する設備の規模が、適切な負荷想定等により合理的に決められていること(計算根拠の妥当の可否等)
助成対象経費	(4) 価格の妥当性	助成対象経費の価格が妥当であり、助成対象外経費が含まれていないこと
助成事業計画	(5) 事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項	助成対象事業を実施するに当たって問題がないこと
	(6) 設備の保守計画	助成対象設備の保守管理が適切に実施されること
	(7) 事業実施体制	各社及び各担当の役割が明確であり、請負会社の選定方法が適切であること
	(8) スケジュール	事業スケジュールが物理的に無理なく、助成事業期間内に終了すること 環境価値の証書化に向けたスケジュールが適切であること

※次の場合は交付決定されませんので、十分注意してください。

- ・事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない場合又は見込みが示されていない場合
- ・設備導入のための資金計画に妥当性が認められない場合
- ・事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合
(例：計画が明示されていない、容量計算されていない等)
- ・その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合
- ・設置する設備（バイオマス燃料及び原料等を含む）の性能が実証されていない場合
(技術が開発段階である場合、又は実証試験中の場合等)
- ・事業に供する原料の確保（原料の入手先、量、価格調整等に関する一切）がされていない場合
- ・助成金交付決定通知書発行から契約締結までに要する時間や工事工程の時間軸が必要以上に要していると判断されるもの

※不備書類訂正や追加資料等の提出通告期限（通告日の翌日から起算して60日以内）を超過した場合は、申請を撤回したものとみなしますので、十分注意してください。

3.6 交付決定(交付要綱第10条参照)

(1) 交付決定通知

公社は申請された事業について審査を行い、予算の範囲内で交付を決定します。

審査の結果、交付決定された事業については、交付要綱の規程に基づき、助成金の交付を決定した助成対象事業者（以下、「助成事業者」という。）に対し、「助成金交付決定通知書」（第5号様式）を送付します。また、不交付決定となった事業については、「助成金不交付決定通知書」（第6号様式）を送付します。

※助成事業の交付に当たっては、「3.5 審査」に基づき審査を行います。

※交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、助成事業者に対して実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。助成事業完了後、助成事業者から実績報告の提出を受けた後に、公社からの通知により助成金額が確定します。なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。

※助成事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合は、変更後の額を交付決定額とします（ただし、交付決定額を超える変更は認められません。）。

(2) 交付決定通知書の確認

公社より送付された助成金交付決定通知書の内容をご確認ください。記載された内容等に異議が生じた場合は、申請の撤回をすることができます。

※助成金交付決定通知書は、大切に保管してください（以下同様に、公社からの文書及び関係書類は、実績報告を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から処分制限期間を超過するまで保存してください。）。再発行等の対応は致しません。

3.7 助成事業の開始から完了まで

(1) 助成事業の開始に伴う届出（交付要綱第13条参照）

①助成事業者は助成事業の実施に当たり、交付決定後、当該設備の設計、調達及び工事等の発注先を決定し、助成事業に着手した日から速やかに、「助成事業開始届」（第7号様式）を作成し、工事契約書の写し等必要書類を添付して公社に提出してください（ただし、公社が認めた場合は、この限りではありません。）。

➤ 提出期限⇒助成事業着手後、14日以内に提出すること

②助成事業に着手した日は、公社が助成事業の交付を決定した日（交付決定日）以降で、助成事業に係る設計又は工事の契約を締結した日とします。

※助成事業に係る契約等は、交付決定日以降に行ってください。

⇒国等の補助事業と同時期に申請する場合も契約は当助成事業の交付決定以後に行うことが原則となります。

➤ 遡及適応 ⇒令和4年4月1日から同年8月31日までに契約を締結し、同年9月30日までに交付申請を行ったもの

(2) 申請の撤回（交付要綱第14条参照）

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知を受領した日から14日以内に「助成金交付申請撤回届出書」（第8号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

➤ 提出期限 ⇒助成金交付決定通知を受領した日から 14日以内に提出すること

(3) 助成事業の承継（交付要綱第15条参照）

助成事業者が、相続、法人の合併、分割等又はリース契約における共同申請者への所有権移転により地位の承継が行われた場合、助成事業を承継する者（以下、「承継者」という。）は、速やかに「助成事業承継承認申請書」（第9号様式）を公社に提出してください。

公社は承継の内容を確認し、承認又は不承認について、承継者宛に「助成事業承継（承認・不承認）通知書」（第10号様式）を送付します。

➤ 提出期限 ⇒速やかに

(4) 助成事業の計画変更の承認（交付要綱第 16 条参照）

①助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第 11 号様式）を提出してください。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

➤ 提出期限 ⇒あらかじめ

ア 助成事業の内容を変更するとき。

※助成事業者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。

イ 助成対象経費の金額を変更しようとするとき。

※ただし、交付決定額を超える変更は認められません。

※変更申請に当たり、変更となった部分が出る資料を添付してください。

※軽微な変更については、変更申請書の提出は必要ありませんが、事前に公社へご相談ください。

【※軽微な変更の例】

・助成対象として申請していた機器が廃盤となり、モデルチェンジにより型式が変更となったが、金額変更がない場合

・助成対象外部分の機器が変更となったが、金額変更がない場合（日射計、気温計等）

※上記 2 つの例の場合においても例外が発生した際は、変更申請の提出をお願いする場合がございます。事前に公社までお問い合わせください。

②公社は変更が妥当であると認めた場合は、必要に応じ条件を付して、その旨を助成事業計画変更承認通知書（第 12 号様式）により助成事業者へ通知します。

(5) 事情変更による決定の取消し等（交付要綱第 17 条参照）

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合には、公社は助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

(6) 事業者情報の変更に伴う届出（交付要綱第 18 条参照）

助成事業者は、次の情報を変更した場合は、速やかに「事業者情報の変更届出書」（第 13 号様式）を公社に提出してください。

※助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更に該当します。

※環境価値を利用する助成事業者の情報が変更する場合も提出してください。

助成事業者	事業者情報の変更内容
個人事業主	氏名、住所等
法人等	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等

➤ 提出期限⇒速やかに

(7) 債権譲渡の禁止（交付要綱第 19 条参照）

助成事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継することは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は、この限りではありません。

(8) 工事遅延等の報告（交付要綱第 20 条参照）

①助成事業者は、「事業実施計画書」、「助成事業開始届」又は「助成事業計画変更申請書」の内容に基づき、工事等を進捗させるよう努めなければなりません。やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに「工事遅延等報告書」（第 14 号様式）を公社に提出してください。

➤ 提出期限⇒速やかに

②遅延等の理由及びその内容を審査し、認められた場合、公社は、助言や必要な措置をとりますので、助成事業者は指示に従ってください。なお、指示に従わない場合は、助成金の支払いが行われないことがあります。

(9) 助成事業の中止又は廃止の報告（交付要綱第 21 条参照）

①助成事業者は、やむを得ない理由により、助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに「助成事業中止（廃止）申請書」（第 15 号様式）を公社に提出し、承認を得る必要があります。

➤ 提出期限⇒速やかに

②公社は申請内容を審査し、妥当であると認めるときは、事業の中止（廃止）の承認を行い、その旨を助成事業者へ助成事業中止（廃止）承認通知書（第 16 号様式）により通知します。なお、承認に当たり、公社は助成事業者に対し、必要に応じて条件を付する場合があります。

(10) 助成事業の実績の報告（交付要綱第 22 条参照）

①助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに「実績報告書兼助成金交付請求書」（第 17 の 1 号様式）その他の別表第 4 に掲げる書類を公社に提出してください。なお、実績報告書兼助成金交付請求書の最終提出期限は、令和 5 年 12 月 28 日 17 時までとします。

➤ 提出期限⇒助成事業が完了した日から起算して 60 日以内に提出すること

➤ 最終提出期限⇒令和 5 年 12 月 28 日 17 時まで（必着）

②実績報告書兼助成金交付請求書提出時に、再エネ電力証書発行に必要な手続きが完了していることが確認できる書類として、グリーン電力証書の場合は、発電設備認定を受けていることが分かる資料（設備認定証の写し又は発電設備認定の通知メールの写し）等をご提出してください。

なお、公社は証書化の手続き方法等のご案内は行っていません。申請者自身でご確認

の上、手続きを行ってください。

③複数年度に跨る事業の場合は、全ての工事が完了した後に、まとめて実績を報告してください。

④助成事業の完了日は、設置工事、設備の試運転の完了及び助成事業者における支出義務額（助成対象経費全額）を支出完了（精算を含む）した日とします。

また、助成事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月末までに現金払い（金融機関による振込）で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めません。

※事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに公社へ報告してください。

3.8 助成金の額の確定及び助成金の交付(交付要綱第 23 条参照)

(1) 公社は、実績報告書兼助成金交付請求書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査・面接（ヒアリング）等により、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を「助成金額確定通知書」（第 18 号様式）により通知します。

(2) 上記（1）の規定により確定する本助成金の額は、交付要綱第 10 条第 2 項の交付決定通知書に記載した交付決定額(変更された場合にあつては、変更された後の額)と、助成金の実績報告額のいずれか低いほうとします。

(3) 上記（2）の規定により本助成金の額を確定した後、助成事業者に本助成金を支払うものとします。

(4) 上記（3）の規定による支払いにおいて、リース契約を行う場合にあつては、リース事業者に対し、本助成金を支払うものとします。

※本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。

※助成金の額が確定した後であっても、「3.9 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。

3.9 交付決定の取消し(交付要綱第 24 条参照)

(1) 助成事業者が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けることがあります。

①虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

②交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

③本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

④交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若し

くは構成を含む。)が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。

- ⑤その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令・条例又は交付要綱の規定に違反したとき。

＜取消しの具体例＞

- ・要件を満たさない仕様の設備を設置した場合
- ・再生可能エネルギー発電が FIT 制度又は FIP 制度における認定を受けた場合
- ・交付決定日前に、発注、契約書の締結を行っていた場合
- ・他の都の助成金等との重複受給が判明した場合
- ・都内の特定の施設で環境価値の利用が確認できない場合
- ・本手引き及び交付要綱に明記されている事業に必要な提出書類が提出されない場合

- (2) 公社は、上記により取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者へ通知します。

3.10 助成金の返還(交付要綱第 25 条参照)

- (1) 公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付された助成金があるときは、助成事業者は、助成金の全部又は一部を公社に返還しなければなりません。公社はその旨を助成事業者へ助成金返還請求通知書(第 20 号様式)により通知します。

- (2) 助成事業者は、公社から助成金返還請求通知書(第 20 号様式)により通知を受け、助成金の返還を行った場合には、「助成金返還報告書」(第 21 号様式)により、公社へ報告する必要があります。

3.11 違約加算金(交付要綱第 26 条参照)

- (1) 「3.9 交付決定の取消し」により助成金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、公社は、助成事業者に対し、助成金を受領した日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求させていただきます。

- (2) 助成事業者は、上記(1)による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.12 延滞金(交付要綱第 27 条参照)

- (1) 助成事業者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに返還金額(違約加算金がある場合には違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、公社は助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求いたします。

- (2) 助成事業者は、上記(1)による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

3.13 他の助成金等の一時停止(交付要綱第 28 条参照)

公社は、助成事業者に対し、助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺いたします。

3.14 財産の管理及び処分(交付要綱第 29 条参照)

助成事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 取得財産等については、法定耐用年数の期間において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図り、処分を行ってはなりません。
- (2) 助成事業者は、法定耐用年数の期間に、助成対象設備の譲渡等（交付要綱第 29 条第 1 項第六号に規定する譲渡を除く。）により、取得財産等の所有者を変更しようとする場合は、あらかじめ公社の承認を受けなければなりません。この場合において、交付要綱第 10 条第 1 項の交付決定の内容及び同第 11 条の交付の条件等の本助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）に移転するものとし、ます。
- (3) (2) の承認を受けようとするときは、助成事業者及び当該変更後所有者は、速やかに所有者変更承認申請書（第 22 号様式）を公社に提出してください。また、必要に応じて公社が求める書類を提出してください。
- (4) 公社は、(3) の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、当該申請に係る所有者の変更を承認するものとする。

- (5) 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって処分制限期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第24号様式）により公社の承認を受けること。

＜参考：処分制限期間＞

再生可能エネルギー等設備の種別	期間
太陽光発電 (建物附属設備の場合)	17年 (15年)
風力発電	17年
水力発電	20年
地熱発電	15年
バイオマス発電	15年
蓄電池	6年

3.15 助成事業の経理(交付要綱第30条参照)

- (1) 助成事業の経理について、助成事業者は、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えておく必要があります。
- (2) 助成事業者は、上記(1)の帳簿や根拠書類について、実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から財産処分制限期間内は保存する義務を負っていただきます。

3.16 調査等、指導・助言(交付要綱第31条、32条参照)

- (1) 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関する報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問を行いますので、助成事業者は、これに協力しなければなりません。
- (2) 本事業で設置した助成対象設備について、助成事業者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、公社は、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行います。
- なお、助成事業者がこれに従わないときは、助成金交付決定の取り消し又は助成金の返還請求を行う場合があります。

3.17 個人情報等の取扱い(交付要綱第33条参照)

- (1) 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供させていただくほか、国及び他の地方公共団体が行う助成金等の交付事業に関わる目的にのみ使用いたします。
- (2) 公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者等が都及び国等から交付される助成金その他の給付金の額に係る情報を都、国及び他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国及び他の地方公共団体等から

収集させていただく場合があります。

- (3) 上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

4. 申請書類提出方法等

4.1 提出期限及びお問い合わせ先

(1) 提出期限

令和5年3月31日（金） 17:00 必着

期限を過ぎた場合は取り扱うことができません。

(2) お問い合わせ先

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

創エネ支援チーム

TEL：03-5990-5067

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

4.2 提出方法

原則として、電子メールで提出してください。また、交付申請以降に提出する書類は、交付申請時に提出した方法（電子メール又は郵送）で、ご提出してください。

(1) 電子メールにより提出する場合のファイル作成時の注意事項（※交付申請書、助成事業開始届、実績報告書等、各種共通）

- ① ホームページから申請書提出用フォルダを取得してください。
- ② 交付申請、助成事業開始届等の親フォルダ内の子フォルダ名称に従って、該当する様式・添付資料を格納してください。
- ③ 格納データはPDF形式とし、様式については必ずExcelデータも格納してください。
- ④ 格納データは様式・添付資料の名称や番号等が必ずわかるようにしてください。
- ⑤ 次の公社指定のメールアドレスに申請書類一式を添付の上、送信してください。

申請専用メールアドレス*
cnt-zokyo@tokyokankyo.jp

※申請書の受付専用のメールアドレスになりますのでご注意ください。

(2) 郵送により申請する場合

- ① ホームページからダウンロードできる各様式一式に記載されている注意事項を遵守し、提出してください。

4.3 様式一覧

様式	書式名称	交付要綱
共通様式	助成対象事業経費内訳	—
第1号様式	助成金交付申請書	第8条
第2号様式	誓約書	第8条
第3号様式	助成対象事業の実施に係る同意書	第8条
第4号様式	事業実施計画書	第8条
第4号様式:別紙1	蓄電池容量選定理由書	第8条
第4号様式:別紙2	発災時の蓄電池活用計画書	第8条
第4号様式:別紙3	バイオマス依存率計算書	第8条
第5号様式	助成金交付決定通知書	第10条
第6号様式	助成金不交付決定通知書	第10条
第7号様式	助成事業開始届	第13条
第8号様式	助成金交付申請撤回届出書	第14条
第9号様式	助成事業承継承認申請書	第15条
第10号様式	助成事業承継(承認・不承認)通知書	第15条
第11号様式	助成事業計画変更申請書	第16条
第12号様式	助成事業計画変更承認通知書	第16条
第13号様式	事業者情報の変更届出書	第18条
第14号様式	工事遅延等報告書	第20条
第15号様式	助成事業中止(廃止)申請書	第21条
第16号様式	助成事業中止(廃止)承認通知書	第21条
第17号様式	実績報告書兼助成金交付請求書	第22条
第18号様式	助成金額確定通知書	第23条
第19号様式	助成金交付決定取消通知書	第24条
第20号様式	助成金返還請求通知書	第25条
第21号様式	助成金返還報告書	第25条
第22号様式	所有者変更承認申請書	第29条
第23号様式	所有者変更承認通知書	第29条
第24号様式	取得財産等処分承認申請書	第29条
第25号様式	財産等の処分に係る納付額通知書	第29条
第26号様式	財産等処分承認通知書	第29条

4.4 提出書類一覧

① 交付申請に必要な提出書類一覧

No.	提出書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
1	提出書類チェックリスト		○	○	○	○	○	
2	助成金交付申請書	第1号様式	○	○	○	○	○	
3	誓約書	第2号様式	○	○	○	○	○	
4	助成対象事業の実施に係る同意書	第3号様式	△	△	△	△	△	助成対象事業者と助成対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合に提出してください。
5	事業実施計画書	第4号様式	○	○	○	○	○	
6	蓄電池容量選定理由書	第4号様式別紙1	△	△	△	△	△	蓄電池を導入する場合は提出してください。 ・ 施設で必要とされる負荷側の電力を、使用機器ごとに記載すること。 ・ 施設で必要とされる負荷側の電力を元に、適切な容量となっていること。 ・ ピークシフトを目的に蓄電池を設置する場合は、電力負荷・蓄電池の充放電の時間帯・電力量等がどの様に計画されているかが分かること(シミュレーション等)。
7	発災時の蓄電池活用計画書	第4号様式別紙2	△	△	△	△	△	蓄電池を防災用として導入する場合は提出してください。 ・ 停電時専用電源の設置場所(配置図)、専用電源設置場所の選定理由、発災用に保持する蓄電容量、発災用に蓄電池から供給される特定負荷、コンセント等までの系統図、停電時の動作説明図、自然放電時の充電機能説明等、確認に必要な書類を添付してください。
8	バイオマス依存率計算書	第4号様式別紙3	—	—	—	—	○	
9	助成対象事業経費内訳	共通様式	○	○	○	○	○	
10	登記簿謄本(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し	添付資料1	△	△	△	△	△	法人の場合に提出してください。(共同申請の場合は、申請者全員分が必要です。) ・ 発行から3ヵ月以内のもの ※「法律により直接設立された法人」(実施要綱第5条第1項第一号ケ)に該当する場合は、それを証明する行政機関から通知された許可証等の写しを提出してください。
	青色申告者であることを証明する書類(写し)直近1か年分		△	△	△	△	△	個人事業主の場合に提出してください。(共同申請の場合は、申請者全員分が必要です。) ・ 直近1か年分 ・ 以下のいずれかを提出してください。 ① 税務代理権限証書の写し ② 税理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違ないことの証明(任意様式) ③ 税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写し ※マイナンバーが記載されている箇所は黒塗りにしてください。 ④ 事業所得に係る納税通知書等の写し等 ※青色申告を行っていない場合は、事前に公社までお問い合わせください。

【都外設置・民間事業者向け】

No.	提出書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
11	設置場所(建物又は土地)の全部事項証明書の原本又は写し	添付資料2	○	○	○	○	○	<p>助成対象設備を設置する場所の全部事項証明書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行から3か月以内のもの <p>① 建物の場合:現在事項全部証明書(建物)(ただし、新築で未登記の場合は、確認申請書、確認済証又は検査済み証の写しを提出してください。)</p> <p>② 土地の場合:現在事項全部証明書(土地)</p> <ul style="list-style-type: none"> 表題部及び権利部の記載があるもの <p>③ 設置場所が登記を要しない場合:事前に公社までお問い合わせください。</p>
12	再エネ電力証書利用場所が都内の特定の施設とわかる資料(全部事項証明書(建物)の写し 等)	添付資料3	○	○	○	○	○	
13	中小企業者であることが確認できる書類(写し)	添付資料4	△	△	△	△	△	<p>中小企業者(実施要綱第3条第1項第十一号)に該当する場合に提出してください(個人事業主の場合は不要です)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本金の額又は出資の総額、或いは従業員数が確認できるもの <p>(従業員数の確認ができるもの:「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」や「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」など。ただし、税務署の押印のあるもの)</p> <p>※「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」添付資料1にて確認できる場合は不要です。</p>
14	見積書	添付資料5	○	○	○	○	○	<p>助成事業に要する経費及び助成対象経費の根拠となる見積書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」(共通様式)の記載項目と突合できるように番号等を付け、その番号等を記載してください。また、機器については、「設備の仕様内容がわかるもの」(添付資料7)と整合性を必要に応じてとってください。 経費の区分(設計費、設備費、工事費の区分)及び助成対象経費が明確に分かるように内訳を記載してください。 競争により請負会社を選定する必要があります(ただし、公社が認めた場合を除く)。選定方法の確認のため、2社以上の見積書を提出してください(契約締結は交付決定通知発行後に行ってください)。 競争により請負会社を選定する場合は、同等程度の仕様として認められるものを徴収してください。
15	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	添付資料6	△	△	△	△	△	<p>助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達等がある場合は、提出してください。</p>
16	設備の仕様内容がわかるもの(カタログ・パンフレット等)	添付資料7	△	△	△	△	△	<p>「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要 URL が明示できない場合は、機器の仕様、メーカー名、型式、能力等が確認できるものを提出してください。</p> <p>対象機器が確認できるよう、メーカー等で印を付けてください。</p>

【都外設置・民間事業者向け】

No.	提出書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
17	システム系統図	添付資料8	○	○	○	○	○	<p>※太陽光発電設備以外の設備を導入される場合は、事前に公社までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが確認できるよう記載してください。 ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。 ・複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。 ・助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」(共通様式)に記載されている見積番号を記載してください。
18	単線結線図	添付資料9	○	○	○	○	○	<p>※太陽光発電設備以外の設備を導入される場合は、事前に公社までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象となる発電設備等を確認できるよう作成してください。 ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。 ・複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。 ・電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。 ・発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。 ・助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」(共通様式)に記載されている見積番号を記載してください。
19	機器配置図	添付資料10	○	○	○	○	○	<p>※太陽光発電設備以外の設備を導入される場合は、事前に公社までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入設備と設置場所の寸法を記載した平面図と立面図を作成してください。 ・「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要へ記載した機器はすべて平面図へ記載してください。 ・太陽光発電設備の場合は、太陽電池モジュールの角度・方位を付記してください。 ・助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。 ・複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。 ・助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」(共通様式)に記載されている見積番号を記載してください。

【都外設置・民間事業者向け】

No.	提出書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
20	設置場所で必要とされる電力の計算根拠	添付資料 11	○	○	○	○	○	<p>「事業実施計画書」(第4号様式)の3. 導入効果「想定電力消費量」の計算根拠となるシミュレーションデータを作成してください。</p> <p>・以下のいずれかの方法にて計算根拠を示してください。</p> <p><発電等設備></p> <p>① 既築の施設の場合 ⇒直近1年間の根拠資料(電気事業者発行の使用電力量が記載されている書類)を提出してください。</p> <p>② 新築の施設の場合 ⇒積算根拠を明確にした資料を提出してください。</p> <p>例1) 新築の施設で使用予定の機器一覧を作成し、その機器の出力や使用予定時間から消費電力量を計算した資料</p> <p>例2) 同規模の建物(設備の導入施設との面積比±10%)で、類似した使用用途である建物の使用実績から消費電力量を推計した資料(登記簿謄本(全部事項証明書)、直近1年間の根拠資料)</p>
21	再エネ設備から供給される発電量の計算根拠	添付資料 12	○	○	○	○	○	<p>「事業実施計画書」(第4号様式)の3. 導入効果「想定発電電力量」の計算根拠となるシミュレーションデータを作成してください。</p> <p>・「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要に記載された機器の能力と整合性がとれること。</p> <p>・バイオマス発電設備を導入する場合は、「低位発熱量を証明する資料」(添付資料 17)に記載された機器の能力と整合性がとれること。</p> <p>・太陽光発電設備及び太陽熱利用設備については、周辺の建物や樹木等の影による影響も考慮してシミュレーションしてください。</p>
22	再エネ電力証書利用場所で必要とされる電力の計算根拠	添付資料 13	○	○	○	○	○	<p>「事業実施計画書」(第4号様式)の7. 環境価値の利用の計算根拠となるシミュレーションデータを作成してください。</p> <p>・以下のいずれかの方法にて計算根拠を示してください。</p> <p>① 既築の施設の場合 ⇒直近1年間の根拠資料(電気事業者発行の使用電力量が記載されている書類)を提出してください。</p> <p>② 新築の施設の場合 ⇒積算根拠を明確にした資料を提出してください。</p> <p>例1) 新築の施設で使用予定の機器一覧を作成し、その機器の出力や使用予定時間から消費電力量を計算した資料</p> <p>例2) 同規模の建物(設備の導入施設との面積比±10%)で、類似した使用用途である建物の使用実績から消費電力量を推計した資料(現在事項全部証明書(建物))、直近1年間の根拠資料)</p>
23	掘削に係る資料	添付資料 14	-	-	-	○	-	<p>地熱発電設備を導入する場合に提出してください。</p> <p>・調査堀及び掘削本数、深度、地熱源に関する資料等</p> <p>・交付申請時点で掘削を実施していない場合は、実施次第、提出してください。</p>
24	バイオマスの調達に係る資料	添付資料 15	-	-	-	-	○	<p>バイオマス発電を導入する場合に提出してください。</p> <p>・バイオマスの調達計画が確認できるもの(契約書、覚書等)</p>
25	灰の処分に係る資料	添付資料 16	-	-	-	-	○	<p>バイオマス発電を導入する場合に提出してください。</p> <p>・発生した灰の処分計画が確認できるもの(契約書、覚書等)</p>

【都外設置・民間事業者向け】

No.	提出書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
26	低位発熱量を証明する資料	添付資料 17	-	-	-	-	○	バイオマス発電を導入する場合に提出してください。 ・「バイオマス依存率計算書」(第4号様式別紙3)及び「再エネ設備から供給される発電量の計算根拠」(添付資料12)と整合性がとれること。 ・低位発熱量を分析した分析報告書、または製品保証書等
27	バイオマス燃料利用計画	添付資料 18	-	-	-	-	△	バイオマス燃料製造設備を導入する場合に提出してください。 ・「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要に記載した内容の根拠となるもの。
28	バイオマス燃料製造計画	添付資料 19	-	-	-	-	△	バイオマス燃料製造設備を導入する場合に提出してください。 ・「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要に記載した内容の根拠となるもの。
29	リース契約書及びリース計算書(案)	添付資料 20	△	△	△	△	△	リース契約を行う場合に提出してください。 ・リース契約書(案)を提出してください。 ・リース料から助成金相当分を減額してください。 ・交付申請時点でリース料が決定している場合は、リース料から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書(助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提出してください。
30	第三者利用許可書、賃貸借契約書等の写し	添付資料 21	△	△	△	△	△	・助成対象事業者と助成対象設備を設置する施設の所有者が異なる場合に提出してください。 ・以下の書類等を提出してください。 ① 施設利用許可証(写し) ② 賃貸借契約書(写し)
31	許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等がわかる資料	添付資料 22	△	△	△	△	△	「事業実施計画書」(第4号様式)6. 実施事業に関する事項の(1)許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項において、以下の項目を「有」とした場合は、その内容が分かる資料を提出してください。 ① 環境に関する調査等 ② 地元調整 ③ 法規制に係る許認可
32	省エネルギー診断申込書(写し)	添付資料 23	△	△	△	△	△	・省エネルギー診断の対象事業者のみ提出してください。ただし、対象事業者のうち、過去3年以内に省エネルギー診断を受診している事業者は、省エネルギー診断報告書の表紙の写しを提出してください。 ・省エネルギー診断の対象でない事業者や、その他の理由で受信できない事業者は「省エネルギー推進体制図」を提出してください。
33	維持管理するのに必要な費用が分かる資料	添付資料 24	-	○	○	○	○	処分制限期間に係る維持管理に必要な費用算出根拠が分かる資料をご提出ください。
34	国等の助成金等において受領した交付決定通知書等(写し)	添付資料 25	△	△	△	△	△	・国等の助成金の交付を受ける場合に提出してください。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は、受領次第提出してください。
35	電子データ一式	添付資料 26	○	○	○	○	○	郵送により申請する場合は、申請様式書類(Excel等)の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。
36	その他公社が必要と認める書類		△	△	△	△	△	その他、必要とする書類がある場合に提出してください。 ※令和4年4月1日から令和4年8月31日までに契約をし、契約を締結し、かつ同年9月30日までに第8条の規定により本助成金の交付の申請を行う場合は、工事契約書を提出してください。

②事業開始時に必要な提出書類一覧

No.	提出書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
1	提出書類チェックリスト		○	○	○	○	○	
2	助成事業開始届	第7号様式	○	○	○	○	○	
3	助成対象事業経費内訳	共通様式	△	△	△	△	△	申請時から変更があった場合に提出してください。
4	工事契約書(写し)	添付資料1	○	○	○	○	○	設計、購入、工事の契約書の写しを提出してください。
5	見積書	添付資料2	△	△	△	△	△	申請時から変更があった場合に提出してください。 ・内訳の各品目に番号等を付け、「助成対象事業経費内訳」(共通様式)の記載項目と突合できるようにしてください。
6	リース契約書及びリース計算書(写し)	添付資料3	△	△	△	△	△	リース契約を行う場合に提出してください。 ・リース契約書(写し)を提出してください。 ・リース料から助成金相当分を減額してください。 ・リース料から助成金相当分が減額されていることを証明できるリース計算書(助成金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提出してください。
7	電子データ一式		○	○	○	○	○	郵送により申請する場合は、申請様式書類(Excel等)の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。
8	その他当社が必要と認める書類	添付資料4	△	△	△	△	△	その他、必要とする書類がある場合、申請時から変更があった書類は提出してください。

③実績報告時に必要な提出書類一覧

No.	提出書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
1	提出書類チェックリスト		○	○	○	○	○	
2	実績報告書兼助成金交付請求書	第17号様式	○	○	○	○	○	第17号の1様式を提出すること。
3	助成対象事業経費内訳	共通様式	○	○	○	○	○	
4	システム系統図	添付資料1	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください。(記載方法は、交付申請時と同様です。)
5	単線結線図	添付資料2	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください。(記載方法は、交付申請時と同様です。)
6	機器配置図	添付資料3	○	○	○	○	○	竣工後の図面を提出してください。(記載方法は、基本的には交付申請時と同様です。)
7	銘板写真	添付資料4	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要と型式名等が突合できるようにしてください。 ・「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要の型式・製造番号の表示が欠けず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるものを提出してください。 ・同一型式の機器は、代表となるものを1枚撮影し、提出してください。 ・1つの設備種別に複数の型式がある場合は、型式毎に写真を撮影し、提出してください。 ※写真はカラーで提出してください。
8	工事写真	添付資料5	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象設備の工事前及び工事完了後の設置状態を示す写真を撮影し、提出してください。 ・「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要の各機器搬入時に、数量が突合できる写真を撮影し、ご提出ください。 ※写真はカラーで提出してください。
9	契約書(写し)	添付資料6	○	○	○	○	○	発注書又は請書でも可とします。
10	請求書(写し)	添付資料7	○	○	○	○	○	
11	領収書(写し)	添付資料8	○	○	○	○	○	
12	保証書又は出荷証明書(写し)	添付資料9	○	○	○	○	○	製造番号及び設置住所を明記してください。
13	試運転結果報告書	添付資料10	○	○	○	○	○	設置完了後に試運転した結果をまとめてください。
14	電力会社との協議内容がわかる資料	添付資料11	○	○	○	○	○	電力購入に関する電力会社の文書(照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等)、協議に関する議事録等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を提出してください(例:系統連系に対する検討結果回答書等)。
15	国等の助成金等において受領した交付額確定通知書等(写し)	添付資料12	△	△	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・国等の助成金等の交付を受ける場合に提出してください。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談してください。 ・公社から指示がある場合は、国等の助成金等に係る交付要綱、提出書類等を併せて提出してください。
16	省エネルギー診断に係る報告書の表紙(写し)	添付資料13	△	△	△	△	△	省エネルギー診断を受診した場合に提出してください。
17	再エネ電力証書発行に必要な手続きが完了していることが確認できる資料	添付資料14	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業での再エネ電力証書の種類は原則「グリーン電力証書」とします。 ・グリーン電力証書の場合は、発電設備認定を受けていることが分かる資料(設備認定証の写し又は発電設備認定の通知メールの写し)等をご提出してください。 ・証書化についての手続き方法等のご案内は公社では行っておりませんので、申請事業者自身でご確認の上、手続きを行ってください。

【都外設置・民間事業者向け】

No.	提出書類		太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	備考
18	再エネ設備情報及び省エネルギー対策の取組内容の公表資料	添付資料 15	○	○	○	○	○	公表するにあたって次の事項が記載されている資料を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・導入した設備の概要 ・導入場所 ・導入目的 ・他の事業者の再エネ設備導入の参考になる情報 ・省エネルギー対策の取組内容 ・上記事項の公表方法
19	振込口座が確認できる資料	添付資料 16	○	○	○	○	○	振込口座が確認できる資料(通帳等の写し)を提出してください。
20	電子データ一式		○	○	○	○	○	郵送により申請する場合は、申請様式書類(Excel等)の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出してください。
21	その他公社が必要と認める書類	添付資料 17	△	△	△	△	△	その他、必要とする書類がある場合に提出してください。

5. 申請書類作成例

5.1 添付資料作成例

① 見積作成の例【太陽光発電の場合】

添付資料5

20XX年XX月XX日

御見積書

株式会社△△ 御中

合計 〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税抜)

助成事業名称：○△□導入事業

納 期：

お支払い条件：検収翌月末までに現金支払

見積有効期限：2020年12月28日

納入現場名：設置場所名称・住所等

見積照会番号：×××-×××

株式会社〇〇

都市環境事業部

開発課

東京都新宿区〇〇0丁目

tel:03-1234-5678

印

承認	検印	担当
印	印	印

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
	設備費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
	工事費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
	諸経費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	
	※各項目の詳細は次ページ明細へ記載					
	事業費合計				〇〇,〇〇〇,〇〇〇	

特記事項

② 納品書・領収書作成の例【太陽光発電の場合】

2020/〇〇/△△

納 品 書

〇〇〇株式会社 御中

株式会社 □□

下記の通り納品致しました

創エネ推進部

合計金額(税抜)： 〇〇,〇〇〇,〇〇〇

□会株
□社式

東京都江東区□□□-3-3

[TEL:03-22222-2222](tel:03-22222-2222)

事業名：一般財団法人△△△ 太陽光・蓄電池導入事業
見積照会No

承認	検印	担当

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
	太陽光設備費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	太陽光設備工事	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	蓄電池設備費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	蓄電池設置工事費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	処分費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	諸経費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	

事業費の精算が確認できるよう、納品書・領収書等を準備してください

備考：

2020/〇〇/△△

領 収 書

収入
印紙

〇〇〇株式会社 御中

株式会社 □□

創エネ推進部

合計金額(税込)： 〇〇,〇〇〇,〇〇〇

但し、 _____ として

上記の金額、正に受領致しました

東京都江東区□□□-3-3

[TEL:03-22222-2222](tel:03-22222-2222)

事業名：一般財団法人△△△ 太陽光・蓄電池導入事業

領収書No： _____

見積照会No _____

□会株
□社式

承認	検印	担当

項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
	太陽光設備費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	太陽光設備工事	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	蓄電池設備費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	蓄電池設置工事費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	処分費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
	諸経費	1	式	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	

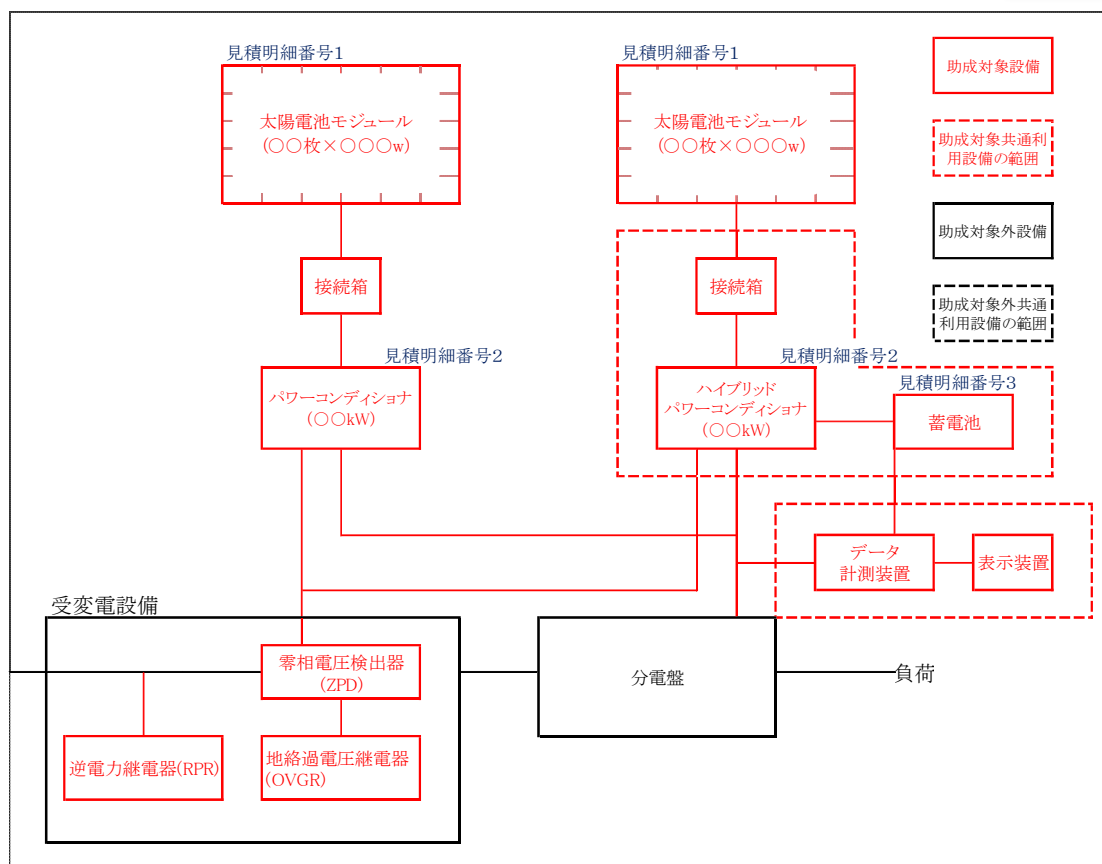
事業費の精算が確認できるよう、納品書・領収書等を準備してください

備考：

③ システム系統図

【太陽光発電の場合】

見本



以下の内容を明確に記載・表現してください。

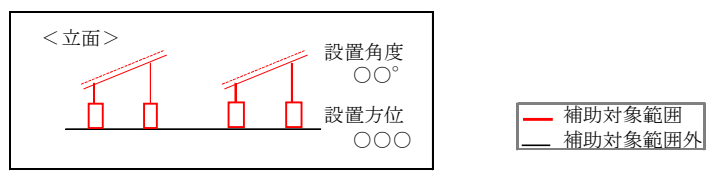
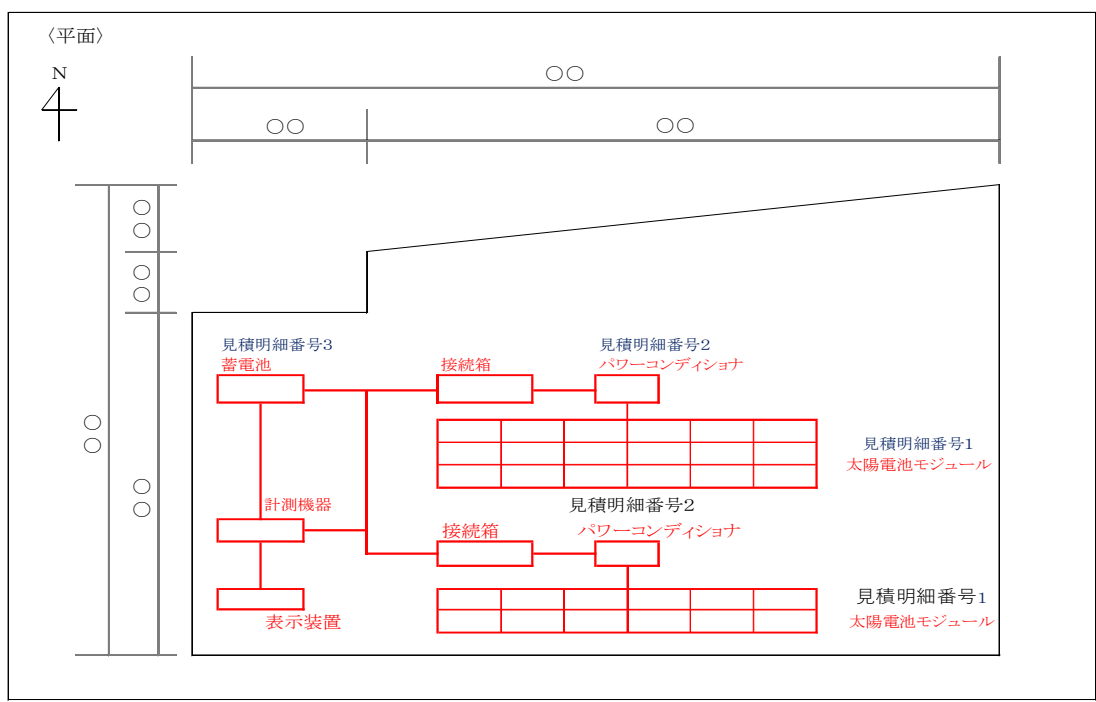
- 助成対象となる設備間の関係性や電気の流れが確認できるよう記載してください。
- 発電設備については、機器の能力(出力、容量、機器能力)を記載してください。
- 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。
- 複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。
- 電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるよう記載してください。
- 発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。

助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」(共通様式)に記載されている見積番号を記載してください。

④ 機器配置図

【太陽光発電の場合】

見本



以下の内容を明確に記載・表現してください。

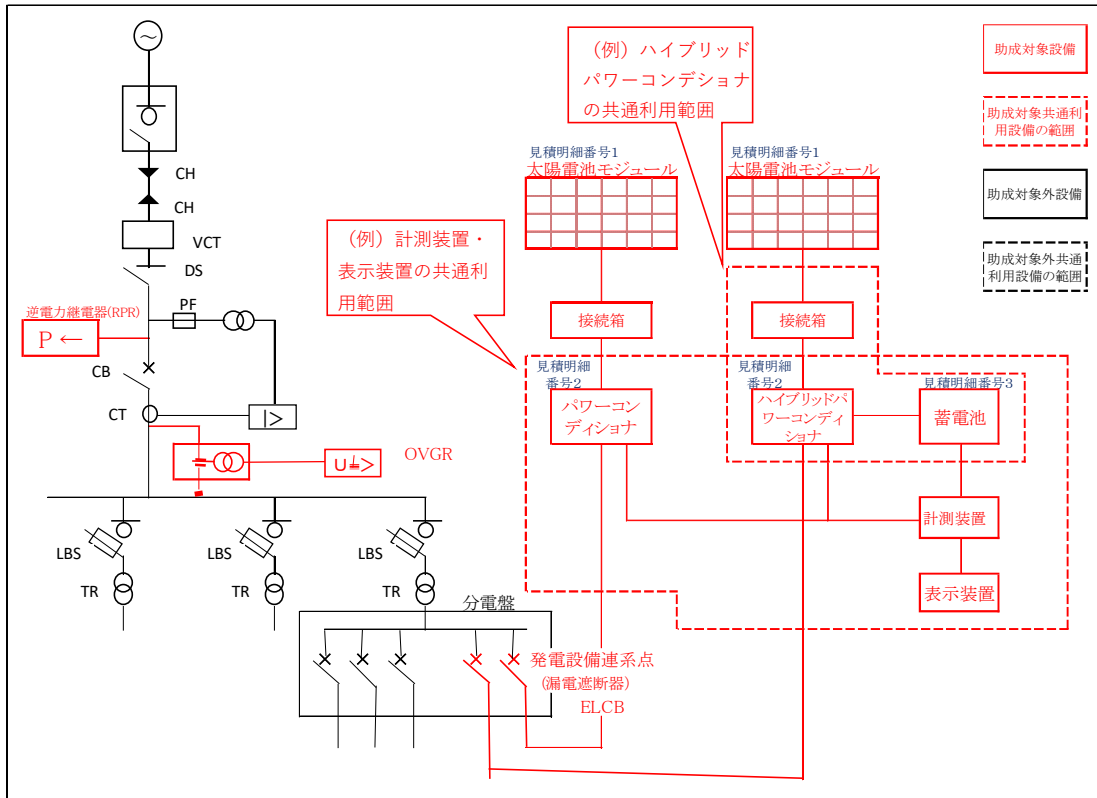
- 導入設備と設置場所の寸法を記載した平面図と立面図を作成してください。
- 「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要へ記載した機器はすべて平面図へ記載してください。
- 太陽光発電設備の場合は、太陽電池モジュールの角度・方位を付記してください。
- 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。
- 複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。

助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」(共通様式)に記載されている見積番号を記載してください。

⑤ 単線結線図

【太陽光発電の場合】

見本



以下の内容を明確に記載・表現してください。

- 助成対象となる発電設備等を確認できるよう作成してください。
- 助成対象範囲と対象外範囲を明確に色分けし(例:助成対象範囲を赤色、助成対象範囲外を黒色)、凡例等で示してください。
- 複数の設備(既設も含む)を記載する場合は、全体の配置が分かるようにしてください。また、共通利用設備がある場合は、その範囲を示してください。
- 電力会社との責任分界点から、発電設備までの接続を確認できるよう記載してください
- 発電設備が構内電気系統と接続する連系点を記入し、明確に分かるように色分け等してください。なお、連系点が複数ある場合には、全数記載してください。
- 助成対象機器の名称の近傍に、「事業実施計画書」(第4号様式)の2. 設備の概要及び「助成対象事業経費内訳」(共通様式)に記載されている見積番号を記載してください。

地産地消型再エネ増強プロジェクト
助成金申請の手引き
〈都外設置・民間事業者向け〉
Ver.5.0

□発行・編集 令和4年8月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クールネット東京)
〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿 NSビル 10階